

## 令和5年度 第2回豊中市介護保険事業運営委員会 会議次第

日時：令和5年(2023年)10月27日(金)

午後2時～

場所：第二庁舎3階大会議室またはZoom

### < 議 題 >

1. 第9期計画(案)について  
【資料1】【資料2】
2. 第9期計画策定における保険料算定について  
【資料3】
3. 特別養護老人ホーム待機者調査結果について  
【資料4】
4. その他
  - (1) 保険者機能強化推進交付金等結果報告について【資料5】
  - (2) 部会報告について【資料6】
  - (3) その他

# 豊中市介護保険事業運営委員会委員名簿

令和5年7月1日時点

委員定数……15名（敬称略）

区 分	職業・役職等	氏 名
学 識 経 験 者	桃山学院大学教授 ◎	お 野 たつ や 小 野 達 也
	大阪人間科学大学教授	おお の ま ど か 大 野 ま ど か
	大阪大谷大学教授	はた やす ひろ 秦 康 宏
保健医療又は 福祉の関係団体	豊中市医師会副会長 ○	つじ 辻 つよ し 辻 つよ 毅 嗣
	豊中市歯科医師会会長	こん どう あつし 近 藤 篤
	豊中市薬剤師会会長	あし だ やす ひろ 芦 田 康 宏
	豊中市社会福祉協議会常務理事	いま い まこと 今 井 誠
	豊中市民生・児童委員協議会連合会理事	はし もと のり こ 橋 本 典 子
サービス事業者の代表	(株)BENECT (豊中市介護保険事業者連絡会会長)	むら かみ いさお 村 上 功
	(株)インステップ (豊中市介護保険事業者連絡会副会長)	おお つき よう すけ 大 槻 洋 介
	(株)Youlmit (豊中市介護保険事業者連絡会副会長)	こ ぼやし え み こ 小 林 恵 美 子
医療保険者の代表	健康保険組合連合会大阪連合会事務局長	にし もと だい すけ 西 本 大 輔
被 保 険 者	第1号被保険者(市民公募)	うえ だ ゆき お 上 田 幸 雄
	第1号被保険者(市民公募)	なが お のぶ こ 長 尾 の ぶ 子
	第2号被保険者(市民公募)	ひ ぐち よう こ 樋 口 陽 子

◎＝委員長 ○＝副委員長



○豊中市介護保険事業運営委員会規則

平成12年6月30日規則第62号  
改正 平成15年4月1日規則第11号  
平成15年11月5日規則第78号  
平成18年3月31日規則第7号  
平成19年3月23日規則第1号  
平成19年3月26日規則第2号  
平成23年3月25日規則第5号  
平成24年2月15日規則第4号  
平成24年6月19日規則第92号  
平成26年4月28日規則第46号  
平成27年3月25日規則第20号  
平成30年10月25日規則第63号  
平成31年3月22日規則第33号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市介護保険条例（平成12年豊中市条例第30号）第14条第3項の規定に基づき、豊中市介護保険事業運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療又は福祉の関係団体の代表
- (3) 介護サービス事業者の代表
- (4) 被用者保険の保険者の代表
- (5) 被保険者

2 前項第5号に規定する者は、公募により選考するものとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、市長は委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 委員会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項についての調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第8条 委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部長寿社会政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に招集される委員会並びに委員長及び副委員長に事故がある場合その他の委員長の職務を行う者が不在の場合における委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。
- 3 平成30年11月1日に委嘱される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成33年6月30日までとする。

附 則（平成15年4月1日規則第11号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年11月5日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第7号抄）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月26日規則第2号抄）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第5号抄）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月15日規則第4号抄）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月19日規則第92号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成26年4月28日規則第46号）

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第20号抄）

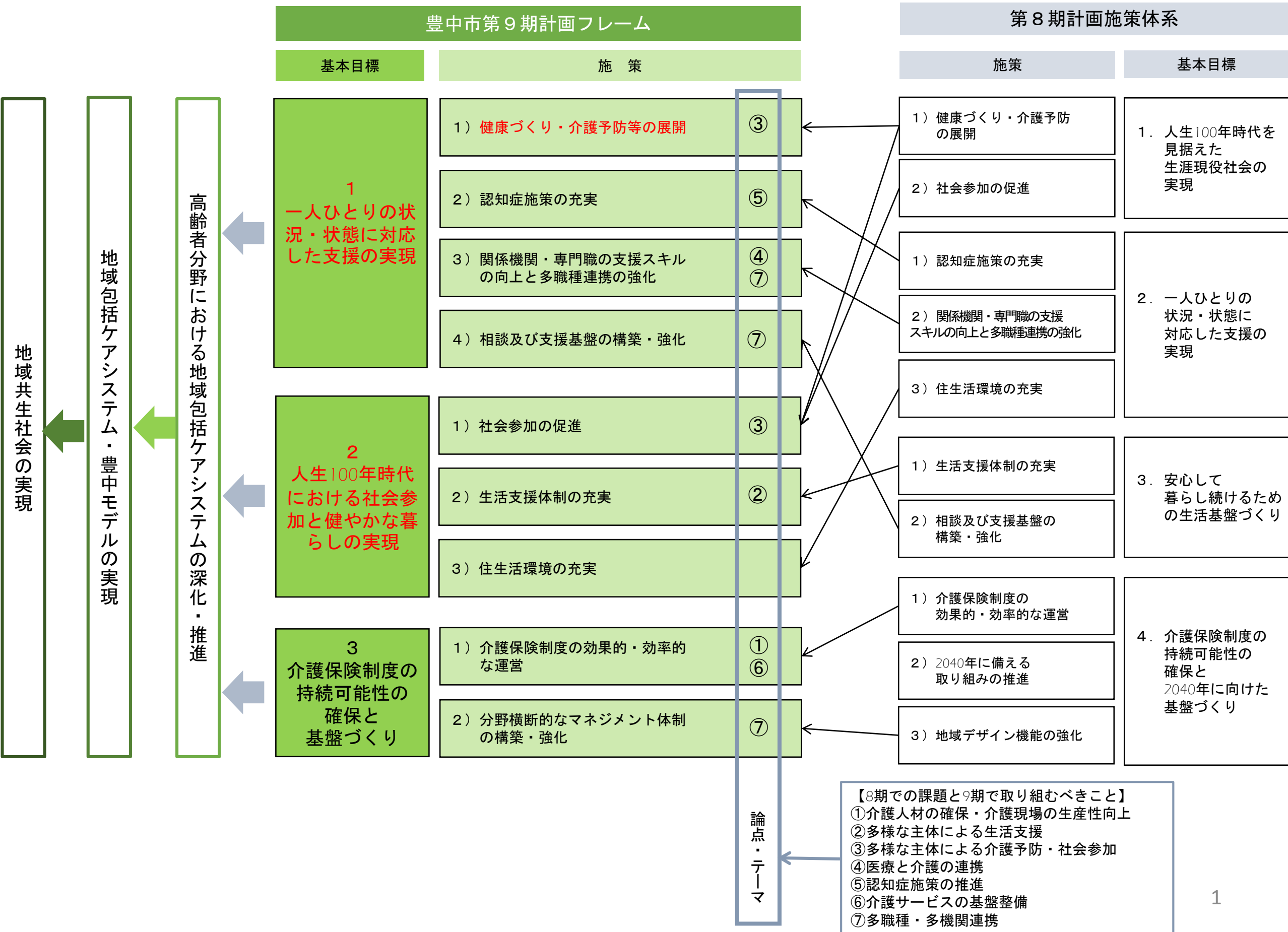
- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月25日規則第63号）

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第33号抄）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。



# 第9期計画のフレームと国のイメージの対応

国 効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール

豊中市第9期計画フレーム

地域の  
ビジョン  
理想の姿

ビジョンの実現に向けた政策目標の具体化と、  
その機能、効力についての点検

個々の施策が連動しつつ、十分に機能しているかを点検

施策

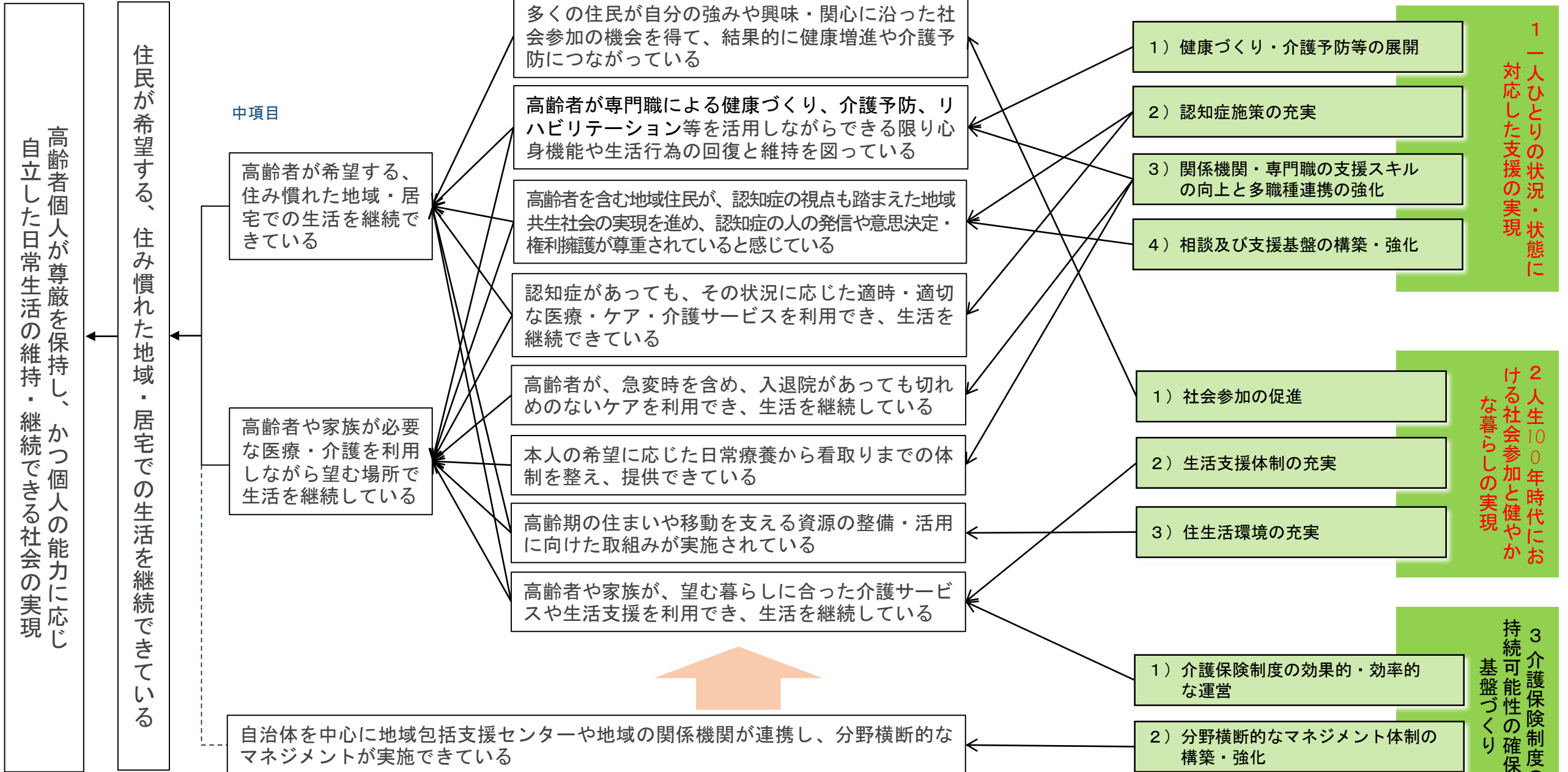
基本目標

政策レベルの視点

施策・事業レベルでの機能性を点検する視点

大項目

中項目



地域包括  
ケアシステム・  
豊中モデルの実現

高齢者分野における地域包括ケアシステムの深化・推進

でめざす姿

でめざす姿



# 基本目標 1 一人ひとりの状況・状態に対応した支援の実現

高齢期を迎えても誰もが健やかに、一人ひとりの状況・状態に応じて住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、介護や医療、福祉、保健などの専門職、多職種連携、分野横断による包括的、継続的な支援体制の整備、強化に取り組みます。

## 1) 健康づくり・介護予防等の展開

**めざす姿**  
●健康づくり・介護予防に取り組む高齢者が増加し、高齢者の活動的な生活習慣が実現するとともに、心身機能の維持・向上が図られている。

高齢期を迎えても誰もが心身ともに健やかに暮らしていけるよう、専門職等によるデータと根拠に基づく生活習慣病等の発症予防・重症化予防、介護予防に取り組みます。

### (1) 健康づくりの推進★

①生活習慣病の発症・重症化予防と健康状態の改善

②保健事業と介護予防の一体的実施

③とよなか健康出張セミナー

④健康教育・出前講座の実施

⑤健康無関心層へのアプローチ

### (2) 介護予防の推進★

①介護予防教室の推進

②介護予防・生活支援サービスの基準緩和・従前相当サービスの実施

③通所訪問型短期集中サービス（豊中はつらつ教室）の実施

## 2) 認知症施策の充実

**めざす姿**  
●認知症が多くの人にとって身近なものとなり、認知症により生活上の困難が生じた場合でも、重度化を予防しつつ、周囲や地域の理解・協力のもと、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる。

国の認知症施策推進大綱、認知症基本法などの内容を踏まえ、認知症の人を含めた一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会をめざし、認知症施策の充実を図ります。

### (1) 認知症の予防・早期発見とスムーズに支援につなげる体制の充実★

①認知症予防に関する情報発信の充実

②認知症支援に関する情報発信の充実

③認知症ケアパスの普及及び活用促進

④認知症医療体制の充実・強化

⑤認知症の初期段階における支援体制の強化

### (2) 認知症の人・介護者への支援の充実★

①相談支援に関する機関等の連携の強化

②専門職の認知症対応力の向上

③在宅医療・介護連携による認知症支援の推進

④認知症の人の家族への支援

⑤認知症の人の社会参加の促進

⑥若年性認知症の人への支援

⑦認知症カフェの立ち上げ支援と普及啓発

### (3) 認知症の理解促進と地域で見守り支える環境づくり★

①認知症に関する正しい知識の普及及び理解の促進

②認知症サポーターの養成

③認知症キャラバン・メイトの活動支援の充実

④認知症サポーター等が活躍できる環境づくり

⑤認知症の人本人からの発信の支援

⑥地域での認知症の方の見守り体制の強化

※認知症施策推進計画に位置付けるものとする。

## 3) 関係機関・専門職の支援スキルの向上と多職種連携の強化

**めざす姿**  
●自立支援や介護予防・重度化防止、在宅生活の継続に向けて、介護や医療、福祉、保健など様々な関係機関・専門職が個々の支援スキルを向上させるとともに、多職種連携により高齢者一人ひとりの状態にあった支援が可能になっている。  
●一人ひとりの状態を正確にアセスメントして、自立支援・重度化防止に有効な支援やサービスなどを組み立てていく質の高いケアマネジメントができています。

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、医療と介護の多職種連携や支援スキルの向上、ケアマネジメント力の向上に取り組みます。

### (1) 在宅医療と介護の連携強化★

①在宅医療・介護連携支援センター事業の実施

②アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発

③医療・介護資源に関する情報発信の充実

### (2) ケアマネジメントの質の向上

①自立支援型ケアマネジメント力の向上

②ケアプランの点検・初心者研修の実施

★＝第9期計画における重点的な取り組み

## 4) 相談及び支援基盤の構築・強化

**めざす姿**  
●高齢者やその家族などが抱える多様な課題・不安に対応できる相談及び支援基盤が整備されており、高齢者等に認知・活用されている

高齢者やその家族などが抱える多様な課題・不安に対応できるよう、地域包括支援センターの総合相談窓口をはじめとする多様な相談窓口・相談機能等の充実を図るとともに、権利擁護・虐待防止に向けた取り組みを推進します。

### (1) 地域における総合相談機能の強化

①地域包括支援センターの組織力の強化とサービスの質の向上

②地域包括支援センターの周知と情報提供

③地域における相談支援体制の強化

### (2) 多様な相談機能の強化★

①複合的な課題に対応するための包括的な支援体制の強化（重層的支援体制整備事業の多機関協働推進事業）

②苦情調整委員会窓口におけるサービスの質の確保

③くらし再建パーソナルセンターでの支援

(3) 権利擁護・虐待防止の推進

①成年後見制度の普及啓発と利用促進

②消費者被害・特殊詐欺被害の未然防止

③地域での高齢者虐待の防止・早期発見

④事業者等への虐待防止に向けた支援

⑤市長申立て案件における「権利擁護支援チーム」の形成

⑥市民後見人チェックリストの活用

## 基本目標 2 人生100年時代における社会参加と健やかな暮らしの実現

高齢者一人ひとりに応じた切れ目のない多様な社会参加を促進するとともに、日常生活で不安などを抱える高齢者やその家族が、住み慣れた地域で暮らしていくことができるように、地域の実情に応じた生活支援体制や住生活環境の充実に取り組み、安全・安心な地域づくりに取り組みます。

### 1) 社会参加の促進

#### めざす姿

●高齢者が生涯を通じて、地域社会とつながり、活躍できるよう、高齢者一人ひとりの強みや興味・関心等に応じた多様で切れ目のない社会参加を支援し、健康増進や介護予防につなげます。

高齢者が生涯を通じて、地域社会とつながり、活躍できるよう、高齢者一人ひとりの強みや興味・関心等に応じた多様で切れ目のない社会参加を支援し、健康増進や介護予防につなげます。

#### (1) 地域活動等への参加促進

- ①老人クラブへの支援
- ②生涯スポーツの推進
- ③生涯学習活動・公民館活動の推進
- ④ボランティア活動や市民活動等への支援の充実（地域福祉活動支援センター、ボランティアセンター、市民活動情報サロン、とよなか地域創生塾など）

#### (2) 身近な地域での健康づくり・介護予防の展開

- ①地域での健康づくりの展開
- ②とよなかパワーアップ体操の自主グループの育成・支援
- ③介護予防センターの運営
- ④とよなか地域ささえ愛ポイント事業の推進

#### (3) 就労支援の充実

- ①高齢者の就労機会の創出
- ②シルバー人材センター事業の支援

★＝第9期計画における重点的な取組み

### 2) 生活支援体制の充実

#### めざす姿

●地域において多様な主体による多様な生活支援サービスが提供されている。

高齢者や介護家族の日常生活での不安・困りごとに対応する多様なサービス・支援などが提供されるよう、地域での支え合い・助け合いの促進とともに、生活支援に関するサービス・制度の充実を図ります。また、災害時・緊急時に対応できる支援体制の充実を図ります。

#### (1) 地域での支え合い・助け合い機能の強化

- ①生活支援体制整備事業の推進 住民主体ささえあい活動の充実
- ②地域共生センターによる地域福祉活動への支援
- ③高齢者見守りネットワークの充実
- ④社会福祉法人への地域貢献活動の促進

#### (2) 生活支援に関するサービス・制度の充実

- ①自立した在宅生活の支援（高齢者福祉サービス事業等）

#### (3) 介護家族への支援の充実

- ①介護者に対する相談支援体制の充実
- ②介護者の負担軽減に向けた各種事業の推進
- ③介護離職防止に向けた事業所への啓発

#### (4) 災害時や感染症発生時に備えた支援体制の充実

- ①防災・福祉ささえあいづくり推進事業の展開
- ②避難所における良好な生活環境の整備
- ③「個別避難計画」作成の推進
- ④「豊中市 福祉避難所基本方針」をもとにした施策の推進
- ⑤介護保険事業所等との連携による災害・感染症対策の体制整備
- ⑥防災訓練等への支援と意識啓発（自主防災組織等による防災訓練などへの支援など）
- ⑦介護保険事業所における災害時対応マニュアル作成等の促進
- ⑧救急タグの普及啓発

### 3) 住生活環境の充実

#### めざす姿

●高齢者が安全・安心・快適に生活できる住まい・住まい方が確保されている。  
●地域の実情に応じて、高齢者が移動・生活しやすい環境づくりが進んでいる。

高齢者の生活のニーズにあった住まいの確保を図るとともに、住み慣れた地域で、安全に、安心して、暮らし続けられるよう、生活環境・地域資源の充実に取り組みます。

#### (1) 自立生活が継続できる住まいの支援

- ①サービス付き高齢者向け住宅の適正推進
- ②市営住宅等の充実
- ③住宅確保要配慮者への居住支援の推進

#### (2) 生活環境の充実

- ①地域特性に応じた移動・買い物支援等の確保（地域乗合タクシーの運用・改善など）
- ②運転免許返納の促進と返納後の移動手段の確保
- ③バリアフリー化の推進
- ④外出支援サービスの推進（在宅の高齢者をリフト付き車両で居宅から医療機関等の送迎）

## 基本目標3 介護保険制度の持続可能性の確保と基盤づくり

地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保や介護給付の適正化など介護保険制度の効果的・効率的な運営等を通じて制度の持続可能性の確保に取り組みます。また、分野横断的なマネジメント体制の構築・強化を図ることで、あるべき姿（目標像）の実現に向けた基盤づくりに取り組みます。

### 1) 介護保険制度の効果的・効率的な運営

#### めざす姿

- 多様な介護人材の確保とともに、介護分野において、必要なサービスがより効率的に提供されるように業務改善が進んでいる。
- 介護給付の適正化が図られるとともに、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備が進んでいる。

多様な介護人材の確保とともに、介護分野において、必要なサービスがより効率的に提供されるように業務改善を促進します。また、介護給付の適正化や介護サービスの質の向上を図ることで、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備に取り組みます。

#### (1) 介護人材の育成・確保と介護現場の革新★

- ①**公民連携による介護人材確保対策**
- ②生活支援サービス従事者の養成
- ③「いきてゆくフェス」の実施
- ④国・府との連携による介護現場の革新に向けた取組みの推進
- ⑤求職者と介護事業所とのマッチングの推進
- ⑥外国人介護人材への生活サポートの推進

#### (2) 介護サービスの質の向上と介護保険制度の適正な運営

- ①地域密着型サービス事業者への支援
- ②介護保険事業者連絡会の活動支援
- ③介護サービス相談員派遣事業の実施
- ④事業者に対する指導・助言の実施
- ⑤介護保険制度等の普及啓発
- ⑥介護給付適正化に向けた取組みの推進

#### (3) 利用者支援の充実

- ①介護保険制度・事業者等に関する情報提供の充実
- ②低所得者への支援
- ③高齢で障害のある人へのサービスの充実

#### (4) 介護保険サービスの整備

- ①地域密着型サービスの充実
- ②高齢者向け住宅等の設置を踏まえた介護サービス基盤の整備

### 2) 分野横断的なマネジメント体制の構築・強化

#### めざす姿

- めざす目標像および各施策が目指す姿の実現のために多職種が連携して取り組んでいる。
- 庁内外の関係部局・機関で、めざす目標像および各施策がめざす姿や課題を具体的に共有して事業等を推進している。

市を中心に地域包括支援センターや地域の関係機関をはじめ多様な主体が連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた分野横断的なマネジメント体制の構築・強化に取り組みます。

- ①庁内連携の推進
- ②エビデンスに基づく施策・事業の推進
- ③多様な主体との連携による施策推進

★=第9期計画における重点的な取組み

豊中市  
高齢者保健福祉計画  
介護保険事業計画  
(第9期)  
【素案 (23.10.27版)】

※内容については一部未定稿の部分がございます。

## 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の性格と位置づけ・期間 .....	2
1) 法令の根拠 .....	2
2) 関連計画との関係 .....	2
3) 計画の期間 .....	3
3. 介護保険制度改正の概要 .....	4
4. 日常生活圏域の設定 .....	6
5. 計画策定の体制 .....	7
1) 介護保険事業運営委員会による審議 .....	7
2) 市民アンケート調査 .....	7
3) 関係機関アンケート調査・ヒアリング調査 .....	8
<b>第2章 豊中市の高齢者等を取り巻く現状</b> .....	9
<b>第3章 第8期計画の課題と第9期計画で取り組むべきこと</b> .....	27
<b>第4章 計画の基本的な考え方</b> .....	28
1. 基本理念 .....	28
2. 基本目標 .....	30
3. 第9期計画で重点的に取り組むこと .....	30
4. 施策体系 .....	31
5. 計画の進捗管理・評価 .....	32
<b>第5章 施策の展開</b> .....	33
基本目標1 一人ひとりの状況・状態に対応した支援の実現 .....	33
1) 健康づくり・介護予防等の展開 .....	33
2) 認知症施策の充実 .....	36
3) 関係機関・専門職の支援スキルの向上と多職種連携の強化 .....	43
4) 相談及び支援基盤の構築・強化 .....	46
基本目標2 人生100年時代における社会参加と健やかで安全・安心な暮らしの実現 .....	51
1) 社会参加の促進 .....	51
2) 生活支援体制の充実 .....	55
3) 住生活環境の充実 .....	61
基本目標3 介護保険制度の持続可能性の確保と基盤づくり .....	63
1) 介護保険制度の効果的・効率的な運営 .....	63
2) 分野横断的なマネジメント体制の構築・強化 .....	71
<b>第6章 地域包括ケアシステムの深化・推進のためのロードマップ</b> .....	72

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

団塊の世代が75歳以上になる令和7年(2025年)を迎える中で、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)まで高齢者人口が増加するとともに、介護・医療ニーズが高くなる85歳以上の人口が急速に増加することが予測されています。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯をはじめ、認知症の人の増加も見込まれ、介護・医療ニーズや生活支援ニーズなどが増加・多様化しています。しかし、その一方で、総人口および現役世代人口は減少傾向にあり、それらのニーズに応え、高齢者を支える人的基盤の確保が依然として大きな課題となっています。

今後は、令和22年(2040年)を見据え、これまで以上に中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図っていくことが求められています。

国においては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、令和5年(2023年)5月に、介護保険法や高齢者の医療の確保に関する法律等の改正を一本化した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。今回の主な改正事項は、「介護情報基盤の整備」をはじめ「介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組みに係る努力義務」「看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化」「地域包括支援センターの体制整備等」などです。

本市においても、「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」(平成29年(2017年)3月策定)に示された方針・取組みなどを踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステム・豊中モデルの深化・推進に取り組んできました。

上記のような国の動向を踏まえ、令和22年(2040年)を見据えつつ、高齢者分野の地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組み、地域包括ケアシステム・豊中モデルの深化・推進につなぐことで、地域共生社会を実現していくための計画として、「第9期豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

## 2. 計画の性格と位置づけ・期間

### 1) 法令の根拠

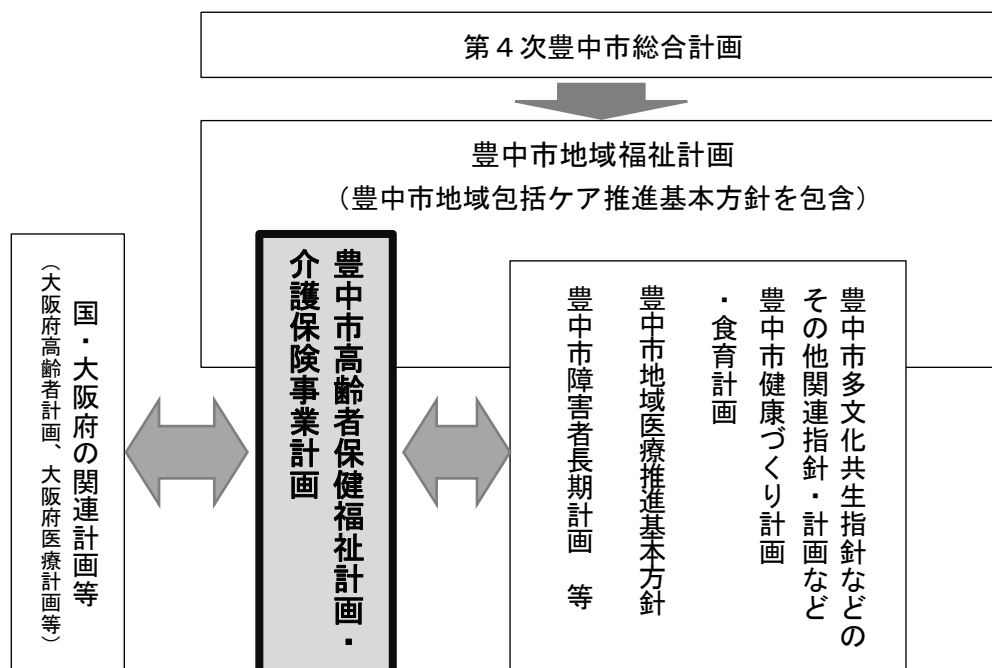
高齢者保健福祉計画については、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づくものであり（保健・医療に関する分野については、「健康増進法」及び、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づきます。）介護保険事業計画については、介護保険法第 117 条の規定に基づくもので、これらの計画を一体的に策定するものです。

### 2) 関連計画との関係

本計画は、「第 4 次豊中市総合計画」を上位計画とし、高齢者保健福祉及び介護保険分野の分野別計画として策定するものです。

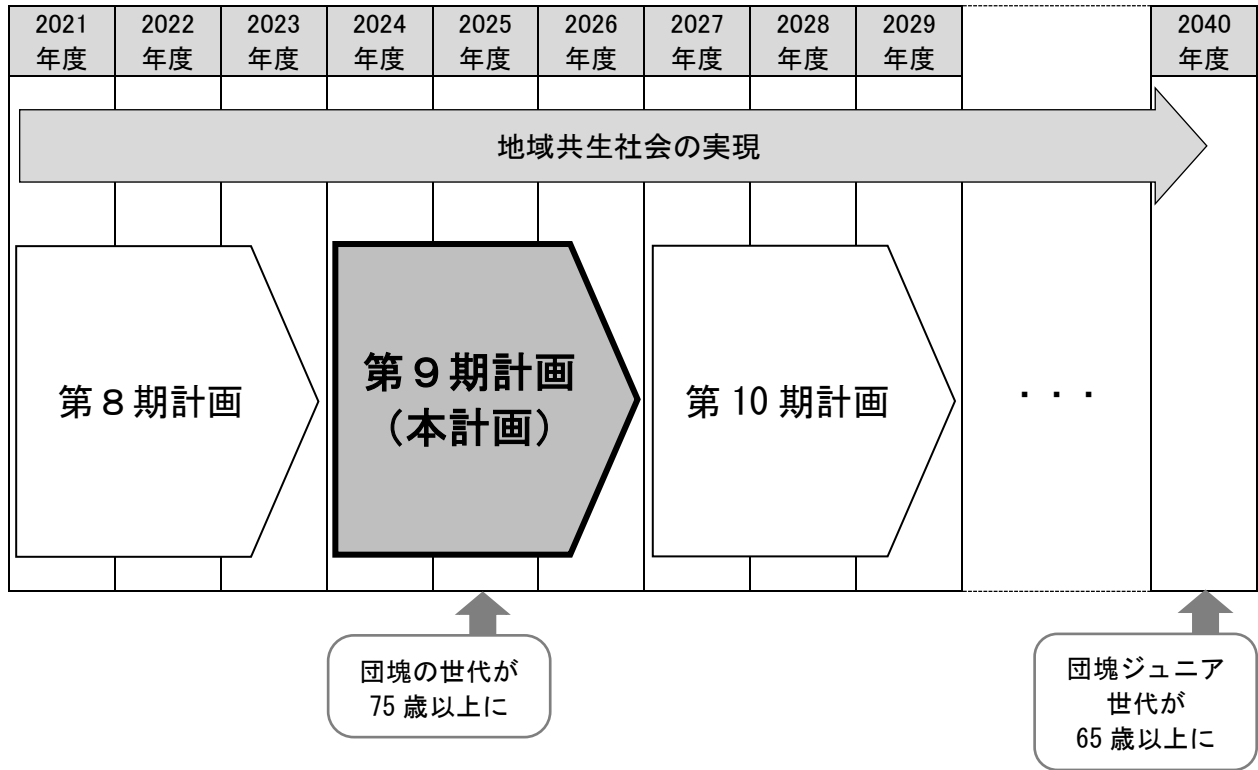
また、「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」を包含し、地域共生社会の実現に向けて福祉に関する分野別計画が共通して取り組むべき事項を定める上位計画である「第 5 期豊中市地域福祉計画」のもと、「豊中市健康づくり計画」や「豊中市障害者長期計画」、「豊中市地域医療推進基本方針」などの計画や、住宅施策、教育分野等の関連計画との整合・調和を図ります。

さらに、国及び大阪府の関連計画等とも十分に整合を図ります。



### 3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3か年とします。





### 3. 介護保険制度改正の概要

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、令和5年（2023年）5月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」における介護保険に関連する主な改正内容は以下の通りです。

#### （1）介護情報基盤の整備

介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施。

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け。
- 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする。

#### （2）介護サービス事業者の財務状況等の見える化

介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備。

- 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け（職種別の給与（給料・賞与）は任意事項。）。
- 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表。

#### （3）介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組みに係る努力義務

介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組みを推進。

- 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組みが促進されるよう努める旨の規定を新設。 など

#### （4）看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める

- 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化。 など

#### （5）地域包括支援センターの体制整備等

地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備。

- 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする。 など

また、国の第9期計画基本指針では、「介護サービス基盤の計画的な整備」や「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組み」「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進」が第9期計画において記載を充実する事項として示されています。

### 【第9期基本指針（第9期計画において記載を充実する事項）（案）】

#### 1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

#### 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組み

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組み
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組みの充実
- 給付適正化事業の取組みの重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

#### 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組みの推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組み（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組みの推進

資料：令和5年7月10日「社会保障審議会介護保険部会（第107回）」より作成

## 4. 日常生活圏域の設定

一人ひとりが安心して生活を継続できるよう住み慣れた身近な地域を「日常生活圏域」とし、7つの日常生活圏域を設定します。

本市では兼ねてより、小学校区\*単位を基礎として、コミュニティ活動や民生委員活動が展開されてきた地域性があります。

このことから、日常生活圏域の設定にあたっては、地域における歴史や自然、住民の生活形態や地理的条件、人口、交通事情その他、社会的条件さらにはコミュニティなど地域の特性を総合的に勘案して設定し、日常生活圏域ごとに必要なサービス見込み量を定めています。

本市においては、日常生活圏域ごとに、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

※本計画における小学校区とは、本市における義務教育学校設立以前の校区とします。

### 日常生活圏域マップ

## 5. 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、介護保険事業運営委員会における審議及び庁内の関係課長会議等での協議、各種アンケート・ヒアリングによる現状把握や課題等の検討を進めました。

### 1) 介護保険事業運営委員会による審議

介護保険事業運営委員会において、学識経験者、保健・医療・福祉などの関係機関、公募による市民（被保険者）、事業者などの参画を得て、計画の内容等についての審議を進めました。

### 2) 市民アンケート調査

65 歳以上の高齢者及び要支援・要介護認定者を対象に、生活状況や介護保険サービスの利用状況、介護者の状況、今後の利用意向等を把握するため、以下のアンケート調査を実施しました。

【市民アンケート調査の概要】

調査名	健康とくらしの調査 (高齢者一般調査)	在宅認定者調査 (在宅介護実態調査)	施設入所者調査
調査対象	65 歳以上の人で、要支援認定を受けているか、要支援・要介護認定を受けていない豊中市民 6,150 人（無作為抽出）	要支援・要介護認定を受け、介護保険施設に入所していない豊中市民 3,498 人（無作為抽出）	要介護認定を受け、介護保険施設等に入所している豊中市民 1,596 人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収		
調査期間	令和 4 年（2022 年） 11 月	令和 4 年（2022 年）11 月～12 月	
回収数 (有効回収数)	4,304 部 (4,239 部)	1,659 部 (1,610 部)	618 部 (589 部)
回収率 (有効回収率)	70.0% (68.9%)	47.4% (46.0%)	38.7% (36.9%)

### 3) 関係機関アンケート調査・ヒアリング調査

介護や医療の関係機関・団体等を対象に、実態や抱える課題、また関係機関・団体等からみた地域や高齢者の状況を把握するため、以下のアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

【関係機関アンケート調査の概要】

調査名	ケアマネジャーアンケート調査	訪問看護事業所アンケート調査	在宅療養支援診療所アンケート調査	在宅療養支援歯科診療所アンケート調査	在宅患者訪問薬剤管理指導実施薬局アンケート調査
調査対象	在勤ケアマネジャー（市内の居宅介護支援事業所 160 事業所に配布、各事業所で3名を上限に調査を依頼）	市内の訪問看護事業所：64 事業所	市内の在宅療養支援診療所：86 診療所	市内の在宅療養支援歯科診療所：36 診療所	市内の在宅患者訪問薬剤管理指導実施薬局：166 事業所
調査方法	郵送による配布・回収				
調査期間	令和5年（2023年）1月～2月	令和5年（2023年）4月			
回収数 （有効回収数）	241 部 （241 部）	39 部 （39 部）	48 部 （48 部）	21 部 （21 部）	94 部 （94 部）
回収率 （有効回収率）	—	66.7% （60.9%）	55.8% （55.8%）	58.3% （58.3%）	56.6% （56.6%）

【ヒアリング調査の概要】

調査名	地域包括支援センターヒアリング調査	老人介護者（家族）の会ヒアリング調査	生活支援コーディネーターヒアリング調査
調査概要	第8期介護保険事業計画の基本目標などを踏まえつつ、地域包括支援センターの現状や課題・問題点、行政や関係機関等への意見などを把握	老人介護者（家族）の会役員を対象に、介護者の現状とともに、介護者が抱える課題・問題点や、その解決策・対応策などを把握	地域における支え合いの体制づくりに向けて、地域住民の意識醸成、地域人材の育成・組織化、地域の課題解決力強化等の課題や問題点を把握
調査日	令和5年（2023年）2月21日～27日	令和5年（2023年）2月1日	令和5年（2023年）3月27日

調査名	事業所ヒアリング調査	ケアマネジャーヒアリング調査
調査概要	地域包括ケアシステムの構築、深化・推進に向けて、介護保険サービス事業者の現状や課題・問題点、行政や関係機関等への意見などを把握	ケアマネジャーアンケート調査の結果を踏まえ、結果内容の確認や深掘り、ケアマネジャー自身の状況・意識、サービス利用者やサービス提供状況等について把握
調査日	令和5年（2023年）5月29日	令和5年（2023年）5月19日

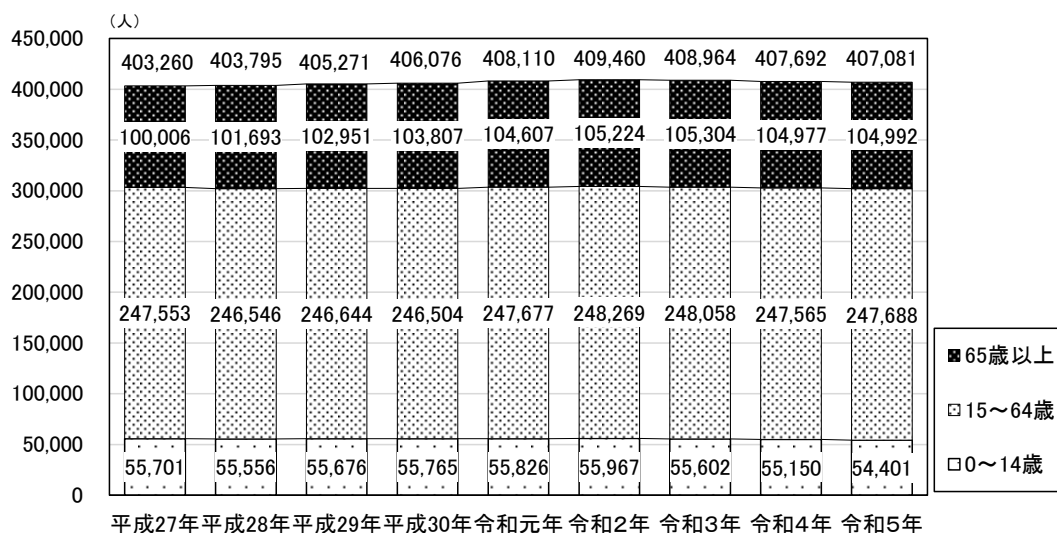
## 第2章 豊中市の高齢者等を取り巻く現状

### 1. 既存・統計データ等からみる状況

#### 1) 人口等の状況

- 総人口は令和3年以降減少しており、令和5年（2023年）で407,081人。
- 高齢者人口（65歳以上人口）は令和5年（2023年）で104,992人となっており、平成27年（2015年）から4,889人増加。一方で、年少人口（0～14歳人口）は令和5年（2023年）で54,401人となっており、平成27年（2015年）から1,300人減少。
- 平成30年（2018年）以降、年齢構成比に大きな変化はなく、65歳以上人口の構成比（高齢化率）は令和5年（2023年）で25.8%。

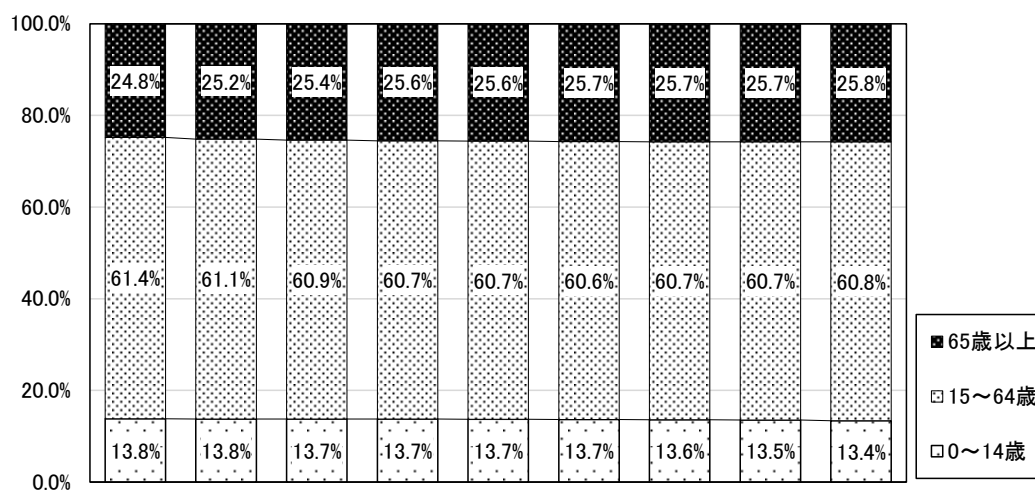
【人口の推移】



平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年

資料：住民基本台帳（各年10月1日データ）

【年齢構成比の推移】



平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年

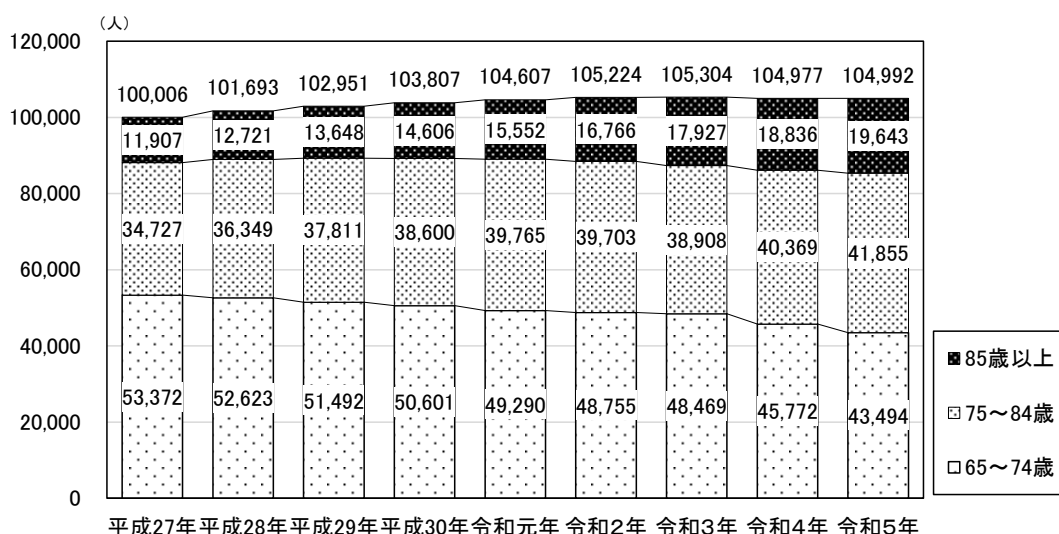
資料：住民基本台帳（各年10月1日データ）

## 2) 高齢者人口・世帯の状況

### (1) 高齢者人口の状況

- 高齢者人口を年齢階層で見ると、平成27年(2015年)以降、75～84歳人口と85歳以上人口は増加し、65～74歳人口は減少している。
- 75～84歳人口は令和5年(2023年)に41,855人で、平成27年(2015年)から7,128人(1.2倍程度)増加し、85歳以上人口は令和5年(2023年)に19,643人で、平成27(2015年)年から7,736人(1.6倍程度)増加。後期高齢者の中でも、特に85歳以上人口の増加が目立つ。
- 後期高齢者人口(75歳以上人口)が高齢者人口に占める割合は増加し、平成29年(2017年)に50.0%、令和5年(2023年)には58.6%。

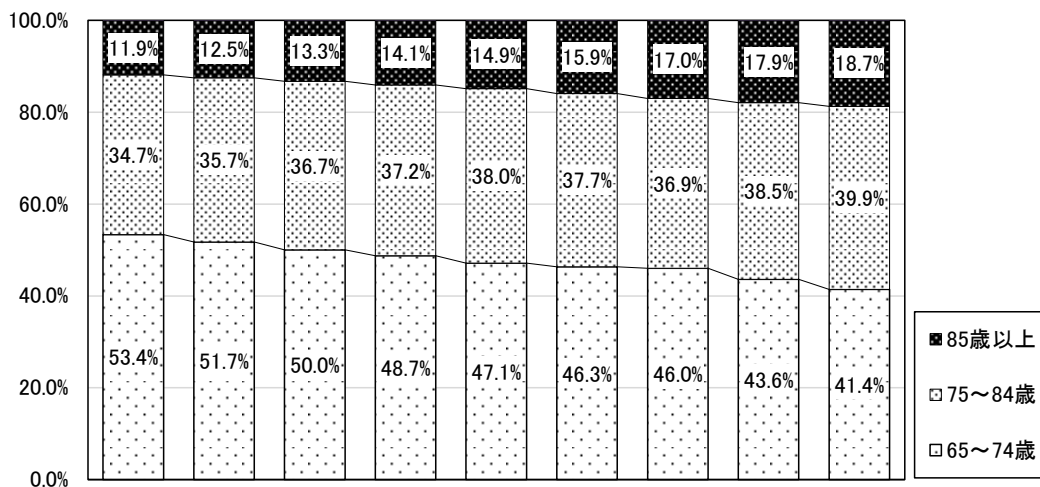
【高齢者人口の推移】



平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年

資料：住民基本台帳（各年10月1日データ）

【高齢者人口における年齢構成比の推移】



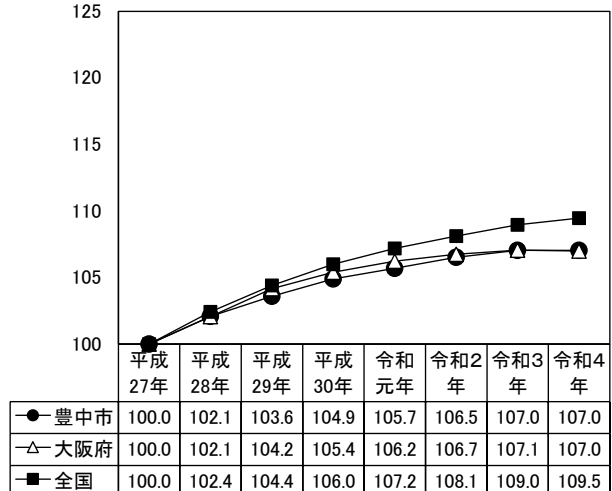
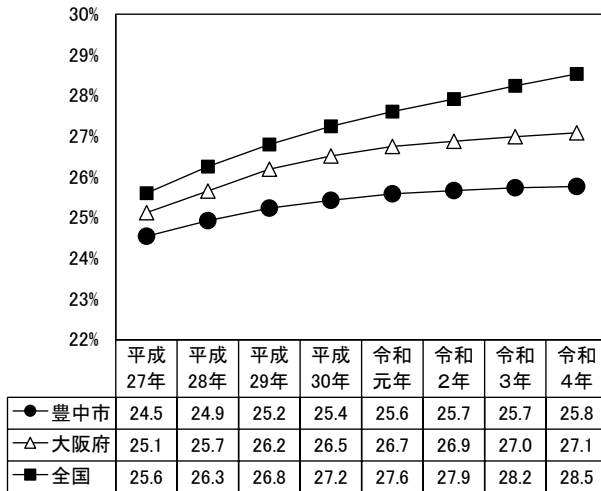
平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年

資料：住民基本台帳（各年10月1日データ）

- 高齢化率は、大阪府および全国を下回る形で推移。高齢化率は緩やかに増加しており、令和4年（2022年）に25.8%で、大阪府を1.3ポイント、全国を2.7ポイント下回る。
- 高齢者人口の増加率（平成27年（2015年）の高齢者人口を基準値（100.0）とした場合）は、大阪府と同水準で推移。

【高齢化率の推移(大阪府、全国との比較)】

【高齢者人口の増加率(平成27年を100.0)】

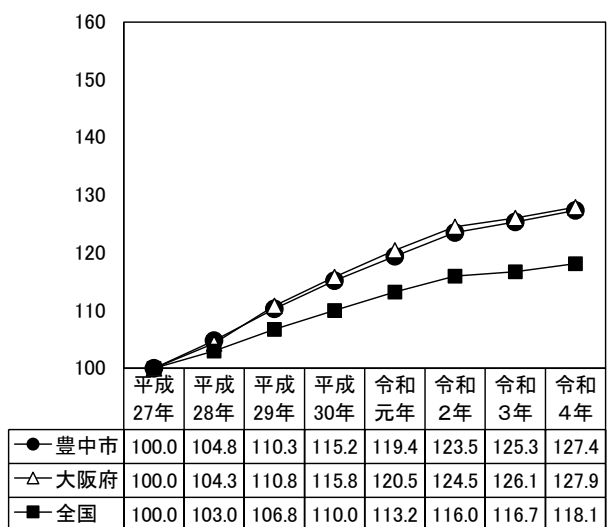
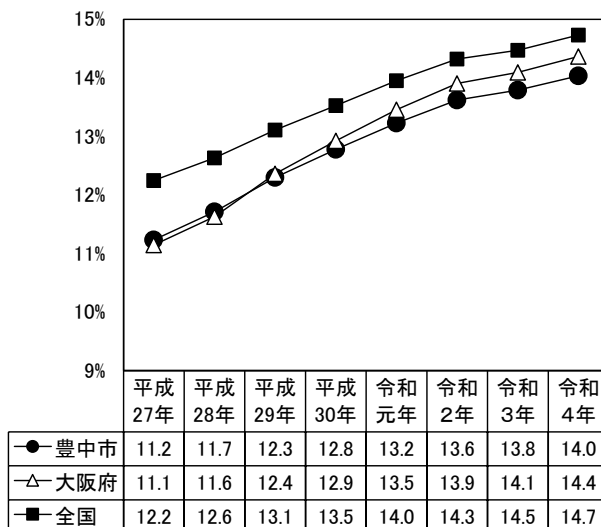


資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年1月1日データ）

- 後期高齢化率（75歳以上人口の構成比）は平成29年（2017年）以降、全国と大阪府を下回る形で推移。令和4年（2022年）に14.0%で、大阪府を0.4ポイント、全国を0.7ポイント下回る。
- 後期高齢者人口の増加率（平成27年（2015年）の高齢者人口を基準値（100.0）とした場合）は、全国を上回り、大阪府と同水準で推移。全国と比べて後期高齢者人口が大きく増加。

【後期高齢化率の推移(大阪府、全国との比較)】

【後期高齢者人口の増加率(平成27年を100.0)】



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年1月1日データ）



(2) 高齢者がいる世帯の状況

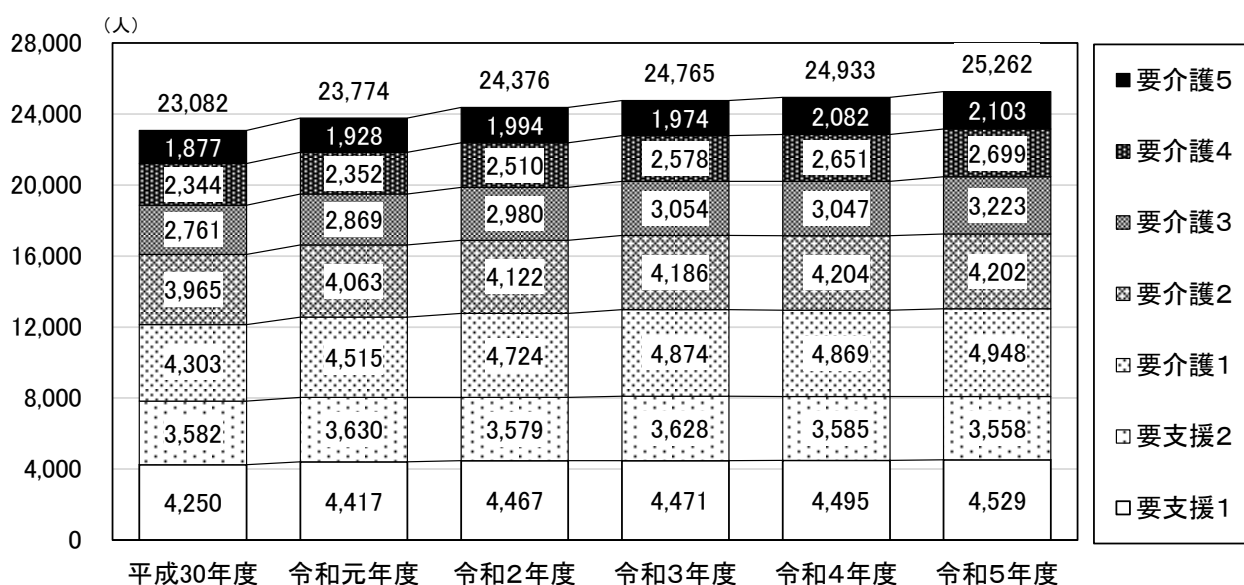
データ整理中

### 3) 要介護認定者数等の状況

#### (1) 要介護認定者数及び要介護度構成比の推移

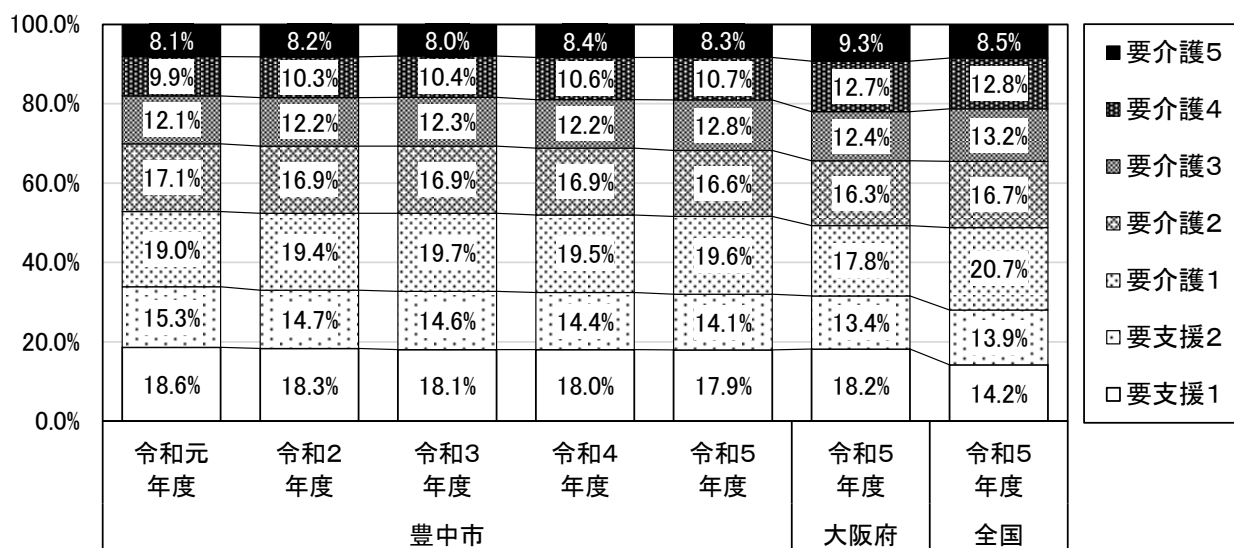
- 要介護認定者数（第2号被保険者含む全体）は増加しており、令和5年度（2023年度）で25,262人。（平成30年度（2018年度）から1.1倍増加）
- 要支援2を除くすべての要介護度で認定者数は増加しており、特に、要介護3は平成30年度（2018年度）から1.2倍程度増加。
- 要介護度構成比の推移に大きな変化はない。
- 要介護度構成比を全国と比べると要支援1が多く、要介護1・4が少ない。また、大阪府と比べると、要介護1が多く、要介護4・5が少ない。

【要介護認定者数の推移（第2号被保険者含む全体）】



資料：令和2年度まで長寿安心課（各年度9月30日データ）、令和3年度以降は厚生労働省「介護保険事業状況報告」（9月月報、令和5年度のみ7月月報）

【要介護度構成比の推移（第2号被保険者含む全体）】

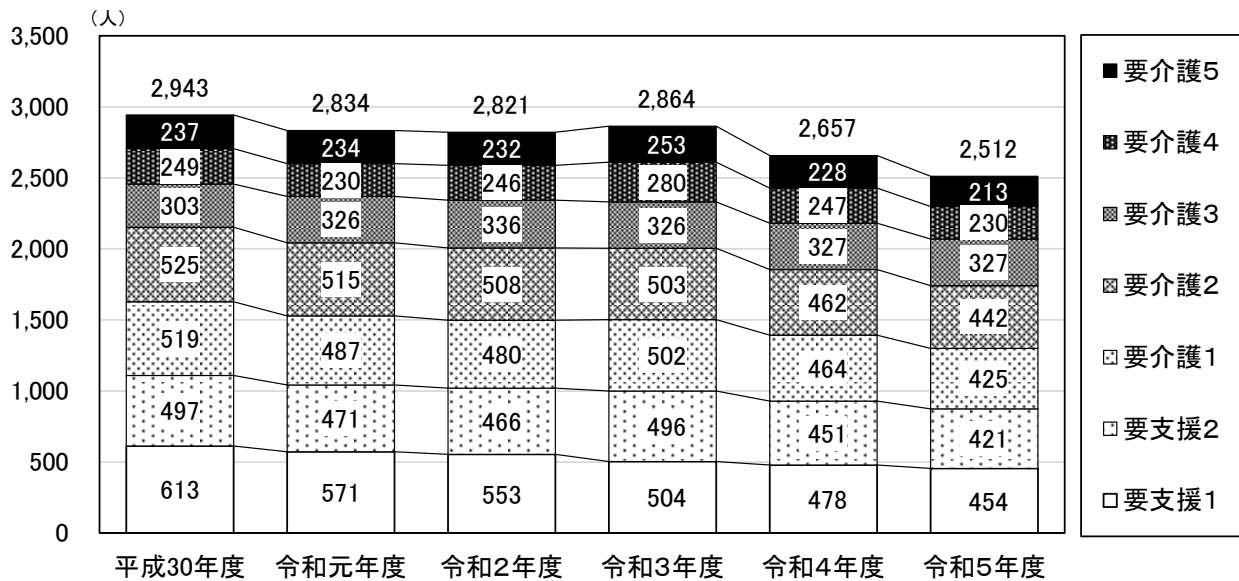


資料：令和2年度まで長寿安心課（各年度9月30日データ）、令和3年度以降、大阪府及び全国は厚生労働省「介護保険事業状況報告」（9月月報、令和5年度のみ7月月報）

(2) 前期高齢者の要介護認定者数及び要介護度構成比の推移

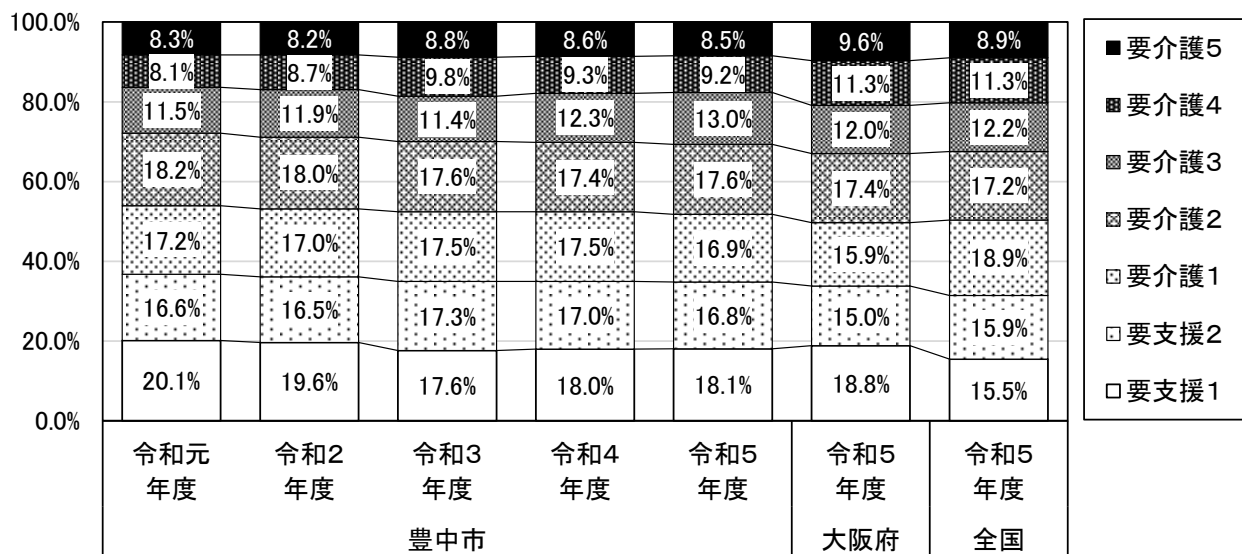
- 要介護認定者数（前期高齢者）は減少しており、令和5年度（2023年度）で2,512人。
- 要介護3を除くすべての要介護度で認定者数は減少しており、特に、要支援1は平成30年度（2018年度）から3割程度減少。
- 要介護度構成比を全国と比べると要支援1が多く、要介護1・4が少ない。また、大阪府と比べると、要支援2が多く、要介護4・5が少ない。

【要介護認定者数の推移（前期高齢者）】



資料：令和2年度まで長寿安心課（各年度9月30日データ）、令和3年度以降は厚生労働省「介護保険事業状況報告」（9月月報、令和5年度のみ7月月報）

【要介護度構成比の推移（前期高齢者）】

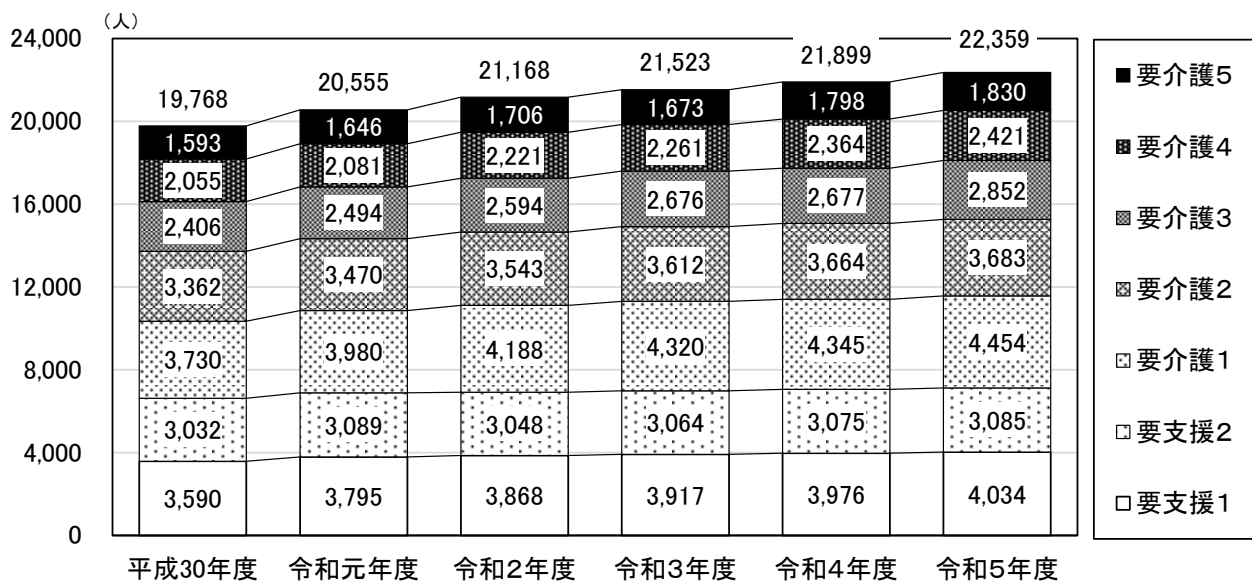


資料：令和2年度まで長寿安心課（各年度9月30日データ）、令和3年度以降、大阪府及び全国は厚生労働省「介護保険事業状況報告」（9月月報、令和5年度のみ7月月報）

### (3) 後期高齢者の要介護認定者数及び要介護度構成比の推移

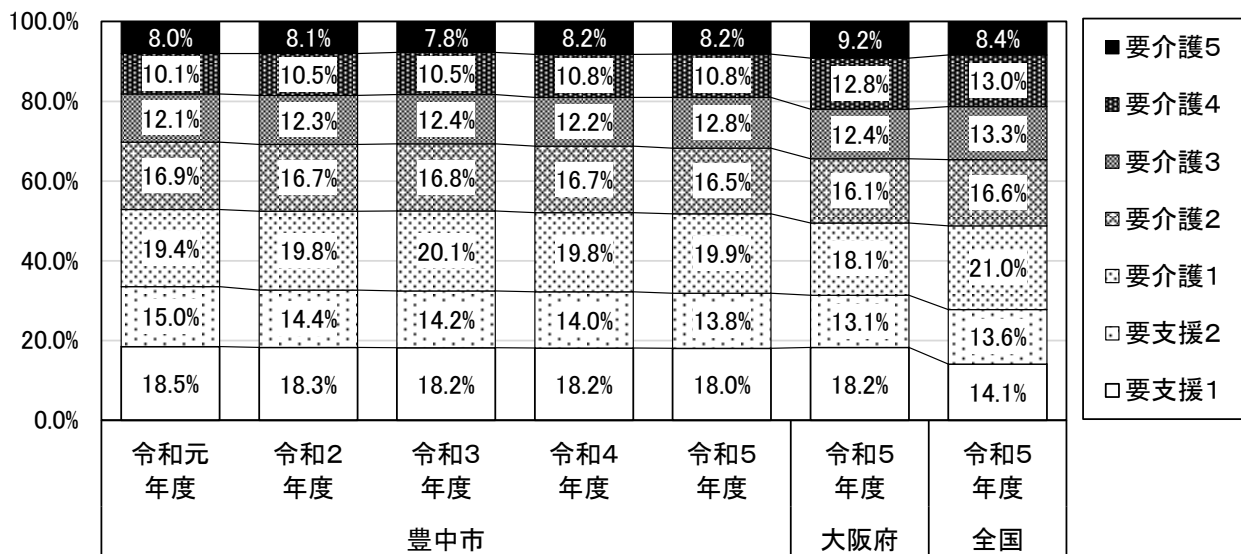
- 要介護認定者数（後期高齢者）は増加しており、令和5年度（2023年度）で22,359人。（平成30年度（2018年度）から1.1倍増加）
- すべての要介護度で認定者数は増加しており、特に、要介護1・3は平成30年度（2018年度）から1.2倍程度増加。
- 要介護度構成比を全国と比べると要支援1が多く、要介護4が少ない。また、大阪府と比べると、要介護1が多く、要介護4が少ない。

【要介護認定者数の推移（後期高齢者）】



資料：令和2年度まで長寿安心課（各年度9月30日データ）、令和3年度以降は厚生労働省「介護保険事業状況報告」（9月月報、令和5年度のみ7月月報）

【要介護度構成比の推移（後期高齢者）】

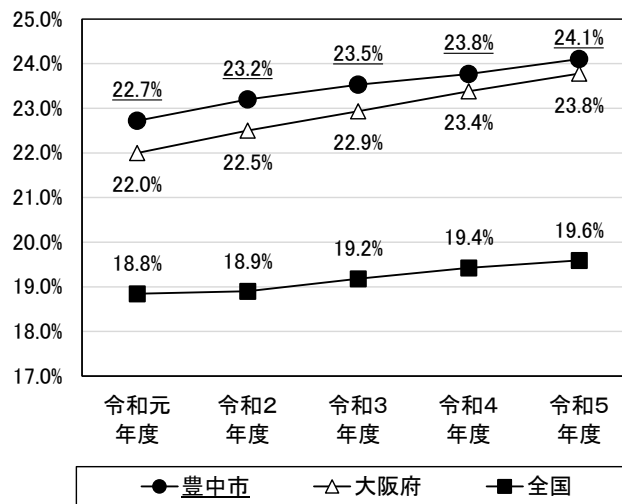


資料：令和2年度まで長寿安心課（各年度9月30日データ）、令和3年度以降、大阪府及び全国は厚生労働省「介護保険事業状況報告」（9月月報、令和5年度のみ7月月報）

#### (4) 要支援・要介護認定率の推移

- 認定率（第2号含む全体）は大阪府と全国を上回る形で増加しており、令和5年度（2023年度）で24.1%。
- 認定率（前期高齢者）は大阪府を下回り、全国を上回る形で横ばいとなっており、令和5年度（2023年度）で5.76%。
- 認定率（後期高齢者）は大阪府と全国を上回る形で増加しており、令和5年度（2023年度）で36.6%。

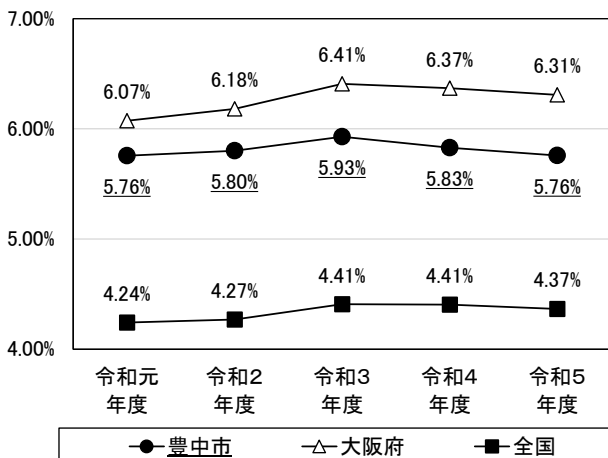
【認定率（第2号含む全体）の推移（大阪府、全国との比較）】



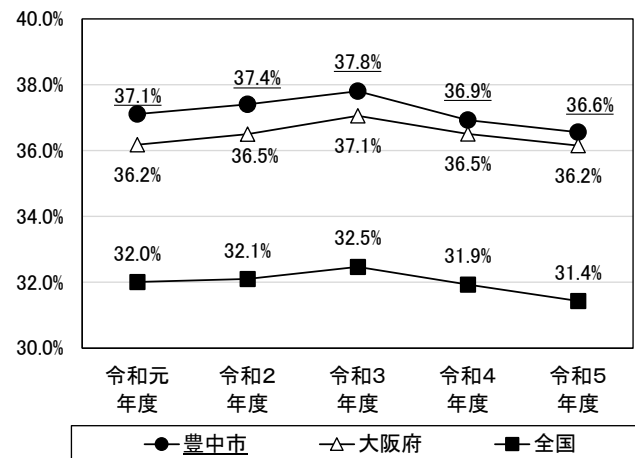
資料：令和2年度まで、認定者数（長寿安心課（各年度9月30日データ））と被保険者数（厚生労働省「介護保険事業状況報告（各年度9月30日データ）」より算出、令和3年度以降は厚生労働省「介護保険事業状況報告」（9月月報、令和5年度のみ7月月報）

【認定率（前期高齢者・後期高齢者）の推移（大阪府、全国との比較）】

<認定率（前期高齢者）>



<認定率（後期高齢者）>

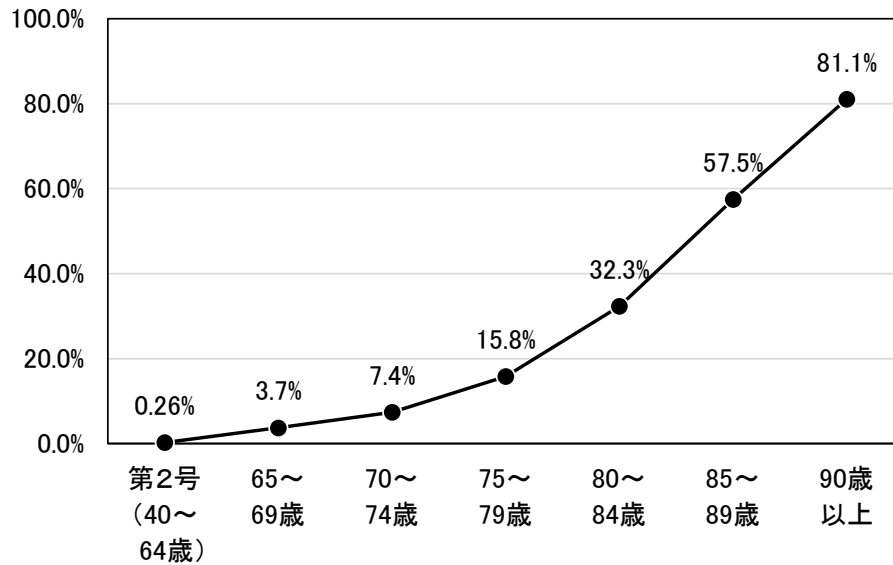


資料：令和2年度まで、認定者数（長寿安心課（各年度9月30日データ））と被保険者数（厚生労働省「介護保険事業状況報告（各年度9月30日データ）」より算出、令和3年度以降は厚生労働省「介護保険事業状況報告」（9月月報、令和5年度のみ7月月報）

(5) 年齢階級別の認定者の状況

- 令和4年(2022年)9月末の年齢階級別での要支援・要介護認定率は、前期高齢者で1割未満だが、年齢とともに増加し、85～89歳で57.5%、90歳以上で81.1%。

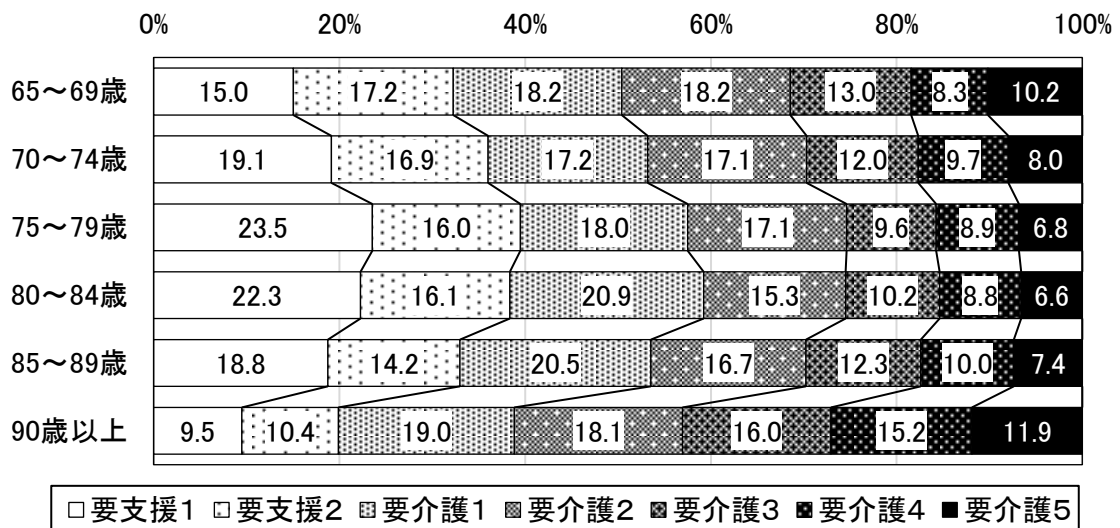
【年齢階級別の要支援・要介護認定率(令和4年9月末)】



資料：認定率は厚生労働省「介護保険事業状況報告」(令和4年9月30日)の認定者数を住民基本台帳(令和4年10月1日)の人口で除した値

- 令和4年(2022年)9月末の年齢階級別での要支援・要介護度別構成比をみると、75～79歳までは要支援1・2が増加するが、要支援1・2は80～84歳以降は減少。
- 90歳以上では中重度者(要介護3～5)が43.1%と、ほぼ半数を占める。

【年齢階級別の要支援・要介護度別構成比(令和4年9月末)】

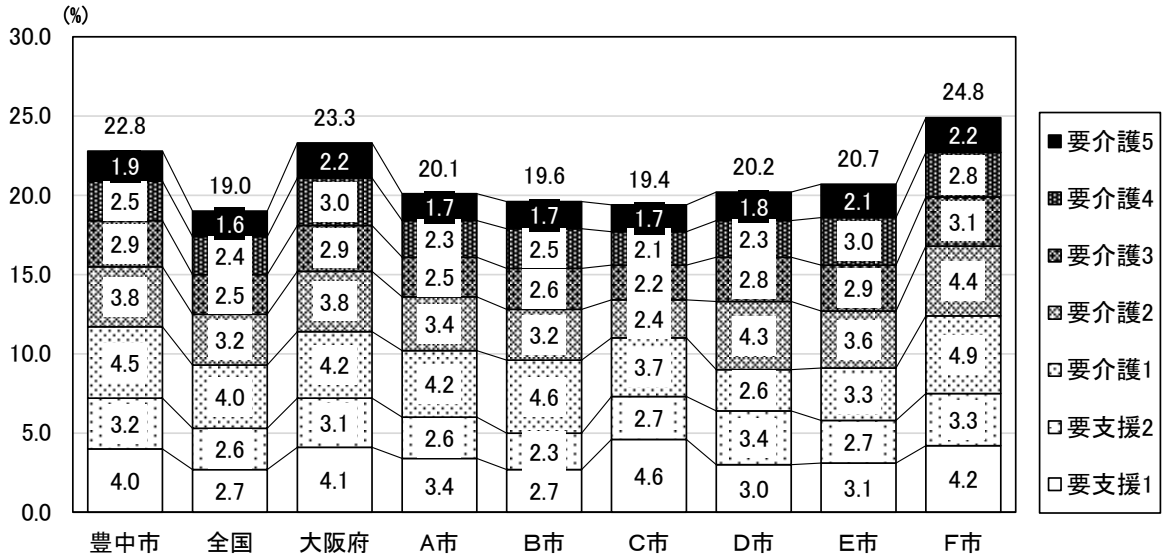


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」(令和4年9月30日)

(6) 他自治体等との比較

- 令和4年(2022年)の調整済み認定率(第1号被保険者の性・年齢構成の影響を除外した認定率)を全国や大阪府、大阪府内の中核市等(A市～F市)と比較すると、大阪府と同水準で、全国やA市～E市を上回る。

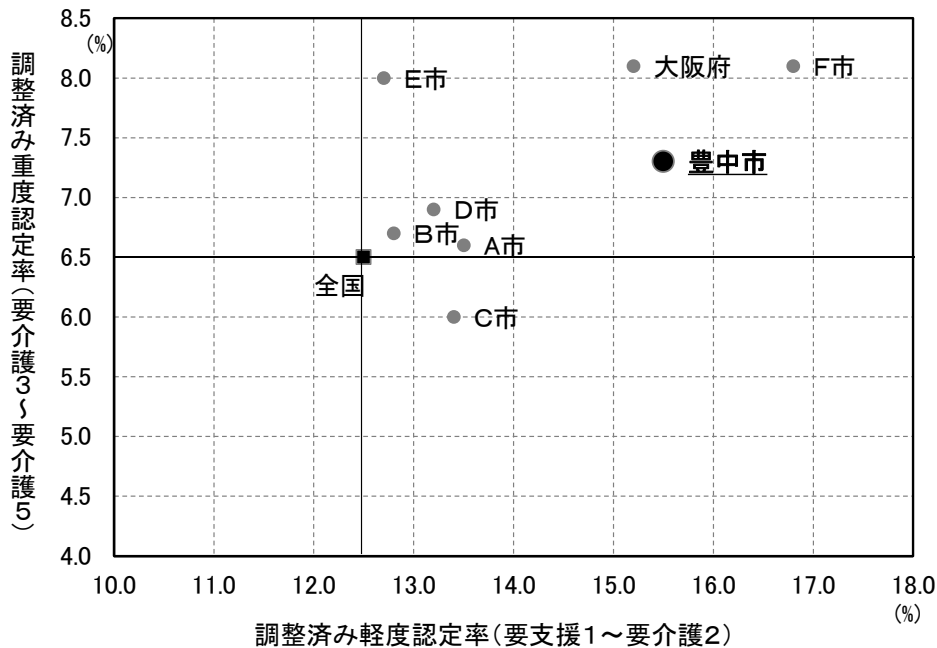
【調整済み認定率の比較(令和4年)】



資料：厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」(厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」より算出)

- 令和4年(2022年)の調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布について、全国でみると、重度者(要介護3～5)と軽度者(要支援1～要介護2)ともに調整済み認定率が高い。

【調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布(令和4年)】



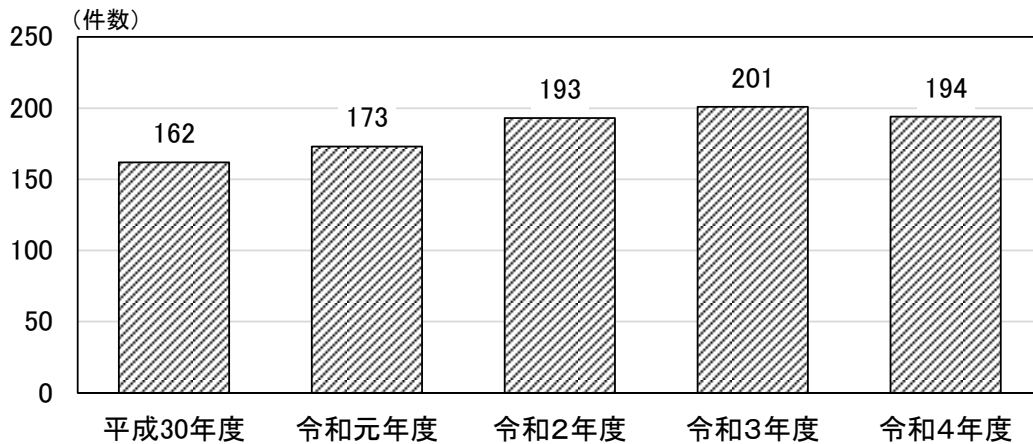
資料：厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」(厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」より算出)

#### 4) 支援を必要とする高齢者の状況

##### (1) 高齢者虐待の状況

- 高齢者虐待の相談・通報受理件数は平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)にかけて増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)で194件。

【高齢者虐待の相談・通報受理件数の推移】

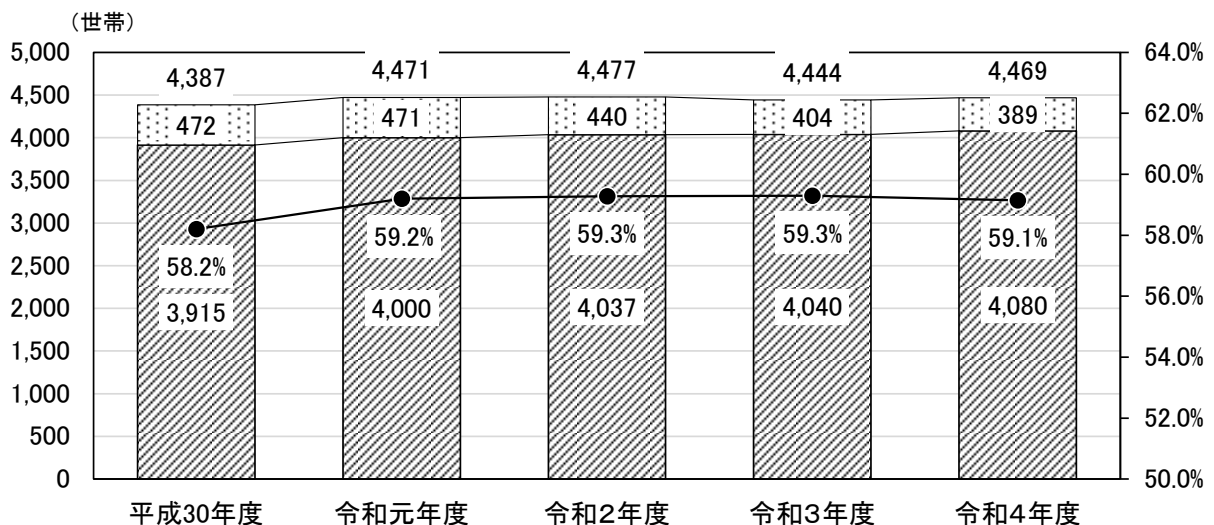


資料：長寿安心課

##### (2) 被保護高齢者世帯(生活保護を受給している高齢者世帯)の状況

- 被保護高齢者世帯は、令和4年度(2022年度)には4,469世帯(単身世帯4,080世帯、2人以上世帯389世帯)で、平成30年度(2018年度)から82世帯増加。
- 全被保護世帯に占める被保護高齢者世帯の割合は、令和元年度(2019年度)以降横ばいで推移。

【被保護高齢者世帯の推移】



2人以上世帯
  単身世帯
  全被保護世帯に占める被保護高齢者世帯

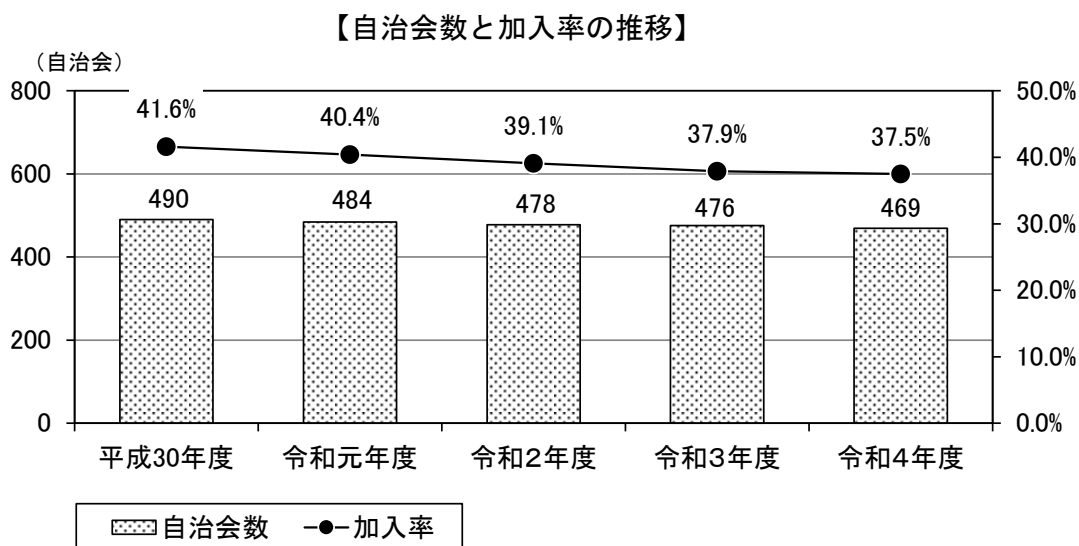
資料：福祉行政報告例 第4表



## 5) 高齢者支援の担い手の状況

### (1) 自治会の状況

- 自治会数は減少し、令和4年度（2022年度）で469自治会（平成30年度（2018年度）から21自治会減）。
- 自治会加入率も減少し、令和4年度（2022年度）で37.5%（平成30年度（2018年度）から4.1ポイント減）。



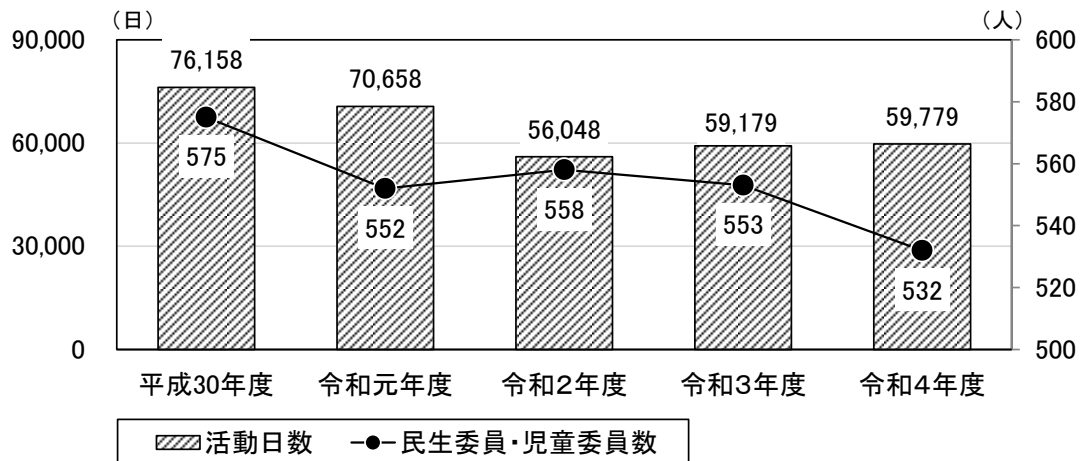
### (2) 老人クラブの状況

データ整理中

### (3) 民生委員・児童委員の状況

- 民生委員・児童委員の人数は平成30年度（2018年度）以降減少傾向にあり、令和4年度（2022年度）には532人。
- 民生委員・児童委員の活動日数は平成30年度（2018年度）以降減少傾向にあり、令和4年度（2022年度）には59,779日。

【民生委員・児童委員の人数と活動日数の推移】

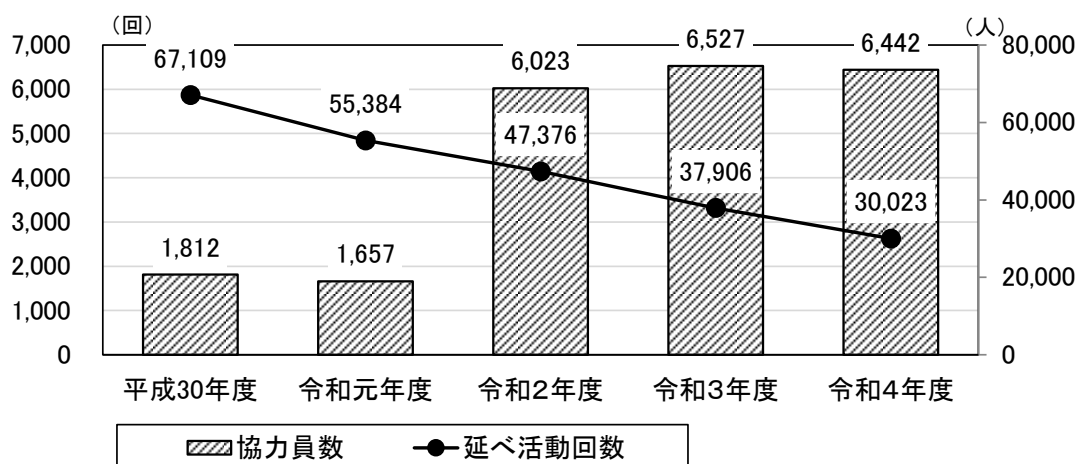


資料：福祉行政報告例第39表・第40表

### (4) 校区福祉委員会の状況

- 校区福祉委員会における個別援助活動の延べ協力員数は、令和4年度（2022年度）には6,442人。
- 校区福祉委員会における個別援助活動の延べ活動回数は減少しており、令和4年度（2022年度）には30,023回（平成30年度（2018年度）から37,086回減）。

【校区福祉委員会個別援助活動の状況】

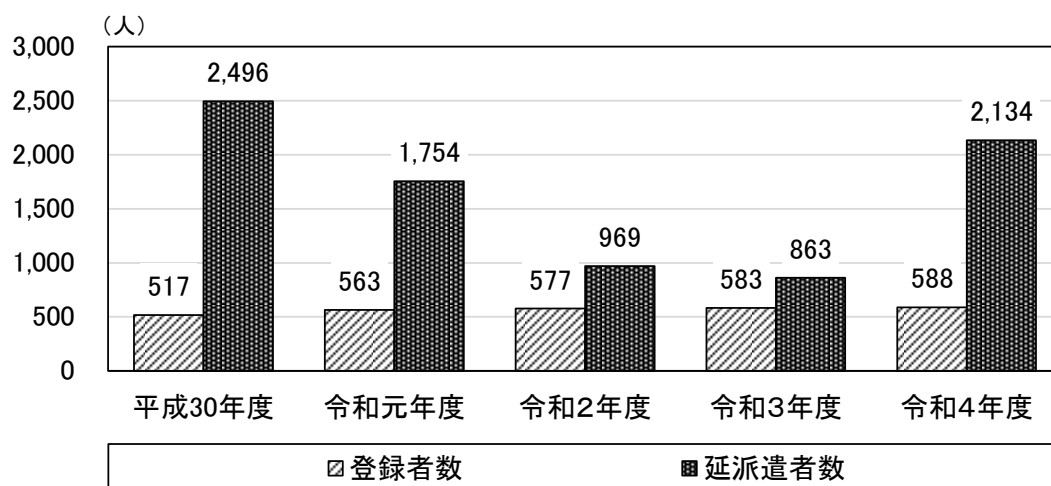


資料：豊中市社会福祉協議会、各年度末データ  
 ※令和2年度より協力員数は延べ人数

## (5) ボランティア活動の状況

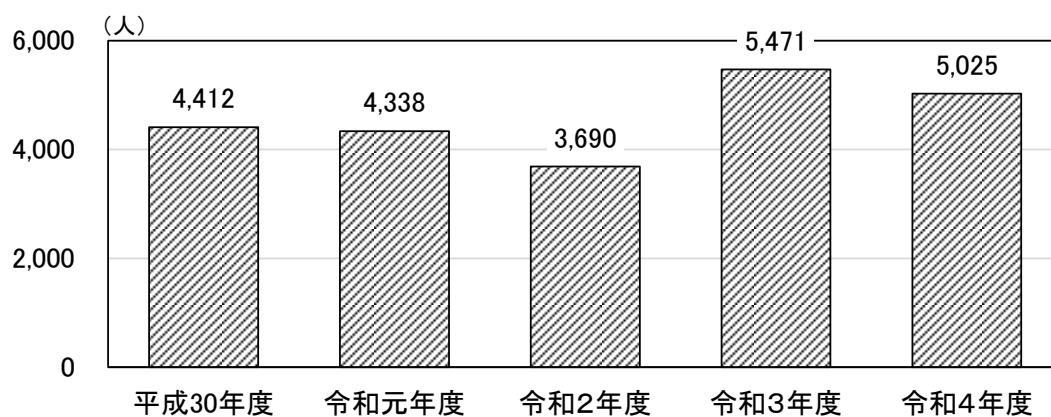
- 豊中市社会福祉協議会のボランティア登録者数は増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)には588人(平成30年度(2018年度)から71人増)。
- 豊中市社会福祉協議会のボランティア登録者について、延べ派遣者数は平成30年度(2018年度)から令和3年度(2021年度)にかけて減少していたが、令和4年度(2022年度)には2,134人に増加。
- ボランティア団体連絡会のボランティア数は横ばいで推移しており、令和4年度(2022年度)には5,025人。

【社会福祉協議会のボランティア登録者数と延べ派遣者数の推移】



資料：豊中市社会福祉協議会、各年度末データ

【ボランティア団体連絡会のボランティア数の推移】

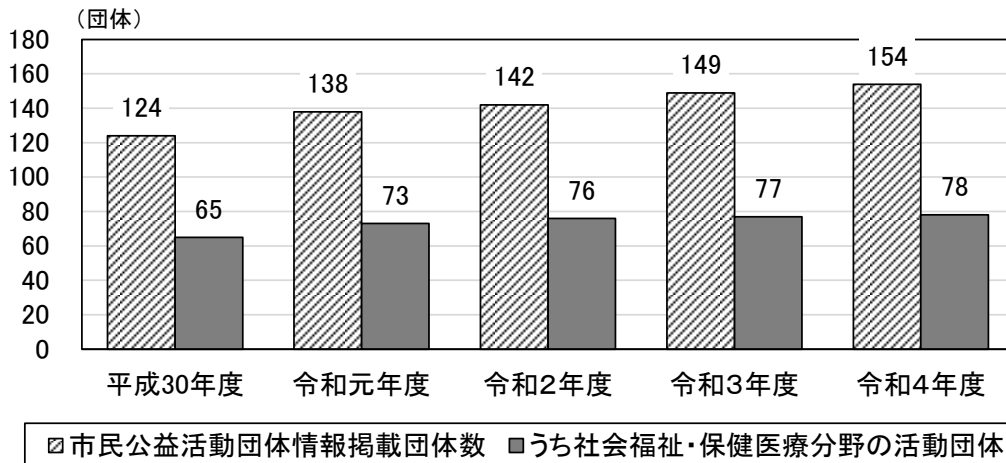


資料：豊中市社会福祉協議会、各年度末データ

## (6) 市民公益活動団体の状況

- 市民公益活動団体情報（豊中市内で活躍する市民公益活動団体のデータベース）に情報を掲載する団体数は増加しており、令和4年度（2022年度）には154団体。そのうち社会福祉・保健医療分野の活動団体数についても増加しており、令和4年度（2022年度）には78団体。

【市民公益活動団体情報に情報を掲載する団体の推移】

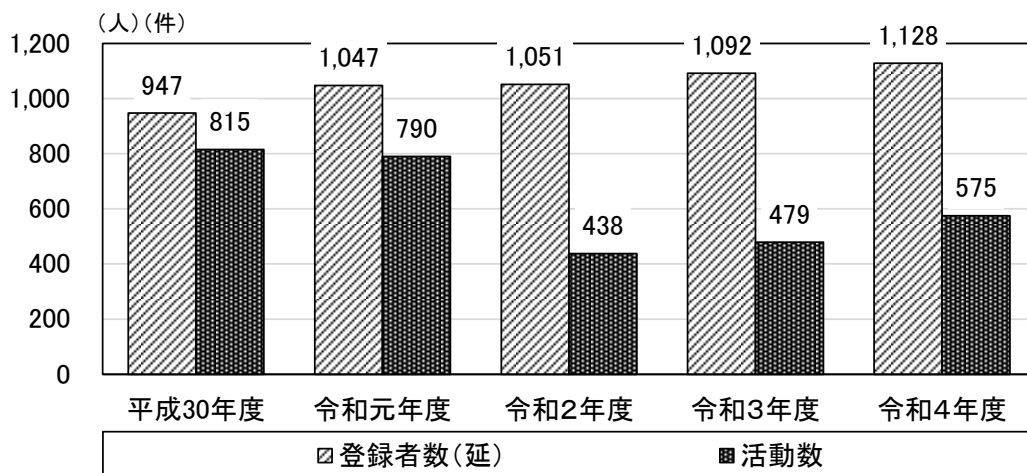


資料：コミュニティ政策課

## (7) とよなか地域ささえ愛ポイント事業の状況

- とよなか地域ささえ愛ポイント事業の延べ登録者数は増加し、令和4年度（2022年度）には1,128人（平成30年度（2018年度）から181人増・1.2倍増）。活動件数は、令和2年度（2020年度）以降増加傾向で、令和4年度（2022年度）には575件。

【とよなか地域ささえ愛ポイント事業の延べ登録者数と活動件数の推移】

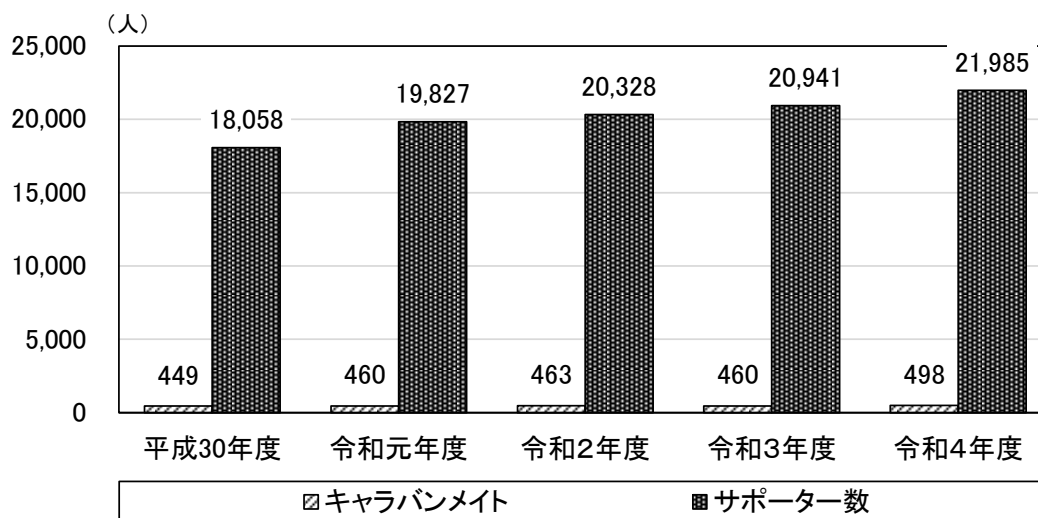


資料：長寿安心課、各年度は年度末データ

## (8) 認知症サポーターとキャラバン・メイトの状況

- 認知症サポーター数は増加し、令和4年度（2022年度）には21,985人（平成30年度（2018年度）から3,927人増・1.2倍増）。
- 認知症キャラバン・メイト数は横ばいで推移し、令和4年度（2022年度）には498人。

【認知症サポーター数とキャラバン・メイト数の推移】



資料：長寿安心課、各年度は年度末データ

## (9) シルバー人材センターの状況

データ整理中

6) 2040年の豊中市の姿

データ整理中

**2. 高齢者・要介護者などの意識・動向**

調整中

**3. 高齢者支援の担い手の意識・状況**

調整中

**4. 日常生活圏域の状況**

調整中

**5. 第8期計画関連施策・事業の進捗状況**

調整中

### 第3章 第8期計画の課題と第9期計画で取り組むべきこと

第8期計画の基本目標に沿って、本市の高齢者等を取り巻く現状をはじめ、第8期計画において設定した達成指標の状況、介護保険制度等に関する国の方向性・動向などを踏まえ、第9期計画において取り組むべきことを整理します。

調整中



## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

本計画は、令和22年（2040年）を見据えて、本市の実情に応じた高齢者分野における地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組み、地域包括ケアシステム・豊中モデルの深化・推進につなぐことで、地域共生社会を実現していくための計画です。

上位計画であり地域共生社会の実現をめざす「第5期豊中市地域福祉計画」の基本理念「みんなで創る 希望を実現するための 多様な選択ができるまち」を、本計画でも基本理念として掲げることとします。

#### みんなで創る 希望を実現するための 多様な選択ができるまち

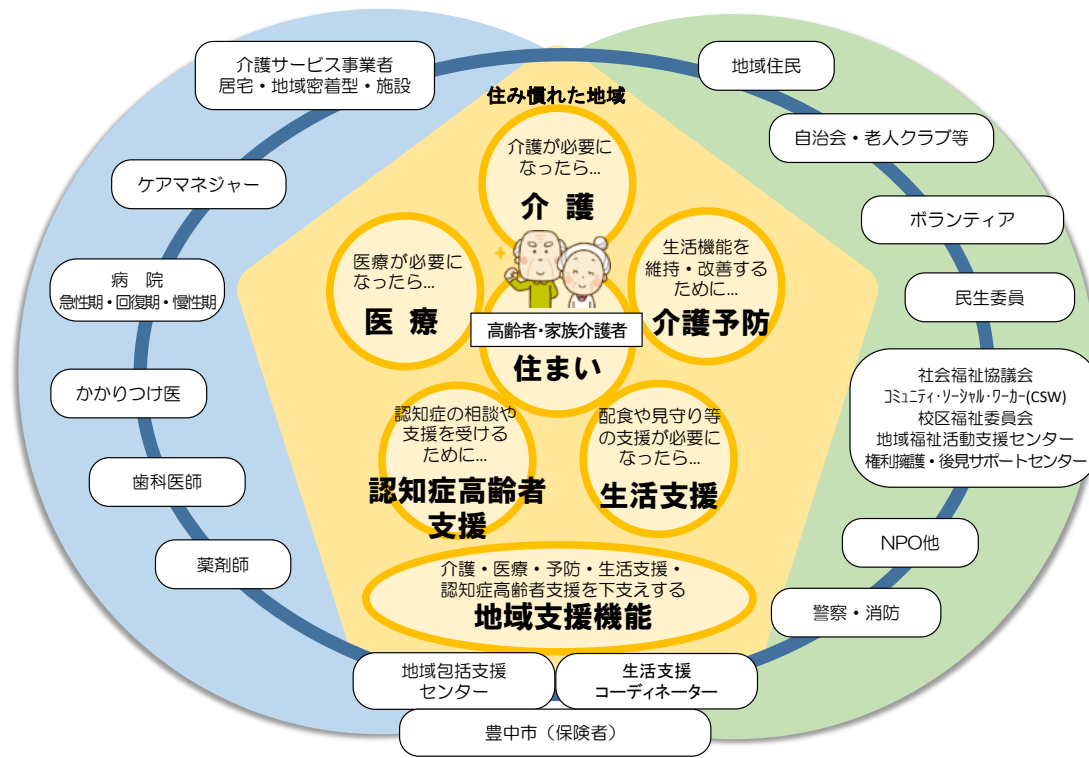
みんなで創る	市民・事業者・行政など多様な主体が有機的につながり、それぞれの持つ能力を活かしながら、創造的にまちづくりに取り組む姿を「みんなで創る」で表現しています。
希望を実現するための	一人ひとりが、どのような状況・状態にあっても、住み慣れた地域などで自分の能力・可能性を最大限に発揮し、将来の地域での暮らしへの想いを実現していく姿を「希望を実現するための」で表現しています。
多様な選択ができるまち	多様性の尊重、自立と活躍を促進する取組み、公的支援のみならず地域で活躍する団体による支援などがより充実することで、一人ひとりの希望の実現に向けた、その人らしい暮らしを選択できるまちの姿を「多様な選択ができるまち」で表現しています。

みんなで創る 希望を実現するための 多様な選択ができるまち

## 地域包括ケアシステム・豊中モデルの深化・推進

(対象者別の概念を超えたトータルケア・トータルサポートのネットワークの実現)

### 高齢者分野における地域包括ケアシステムの深化・推進



### みんなで創り、支え合うネットワーク

自助

互助

共助

公助

行政・民間事業者・地域住民・地域活動団体・NPO・中間支援組織等

上記の高齢者分野における地域包括ケアシステムについては、地域包括支援センターと生活支援コーディネーターが深化・推進に向けた両輪となり、それぞれの役割を果たしつつ、適切な支援を展開していくことが非常に重要となります。

また、「地域包括ケアシステム・豊中モデル」は、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民等による支え合いと公的支援が連動し、地域を丸ごと支える包括的な支援体制と言えます。

そして、高齢者分野における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組みを起点として、対象者別の概念を超えた「地域包括ケアシステム・豊中モデル」の深化・推進につなげます。

## 2. 基本目標

基本理念「みんなで創る 希望を実現するための 多様な選択ができるまち」の実現をめざし、以下の3つの「基本目標」を設定します。

### 基本目標1 一人ひとりの状況・状態に対応した支援の実現

高齢期を迎えても誰もが健やかに、一人ひとりの状況・状態に応じて住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、介護や医療、福祉、保健などの専門職、多職種連携、分野横断による包括的、継続的な支援体制の整備、強化に取り組みます。

### 基本目標2 人生100年時代における社会参加と健やかで安全・安心な暮らしの実現

高齢者一人ひとりに応じた切れ目のない多様な社会参加を促進することで、生涯現役社会の実現をめざします。

また、日常生活で不安などを抱える高齢者やその家族が、住み慣れた地域で暮らしていくことができるように、地域の実情に応じた生活支援体制や住生活環境の充実に取り組み、安全・安心な地域づくりに取り組みます。

### 基本目標3 介護保険制度の持続可能性の確保と基盤づくり

地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保や介護給付の適正化など介護保険制度の効果的・効率的な運営等を通じて制度の持続可能性の確保に取り組みます。

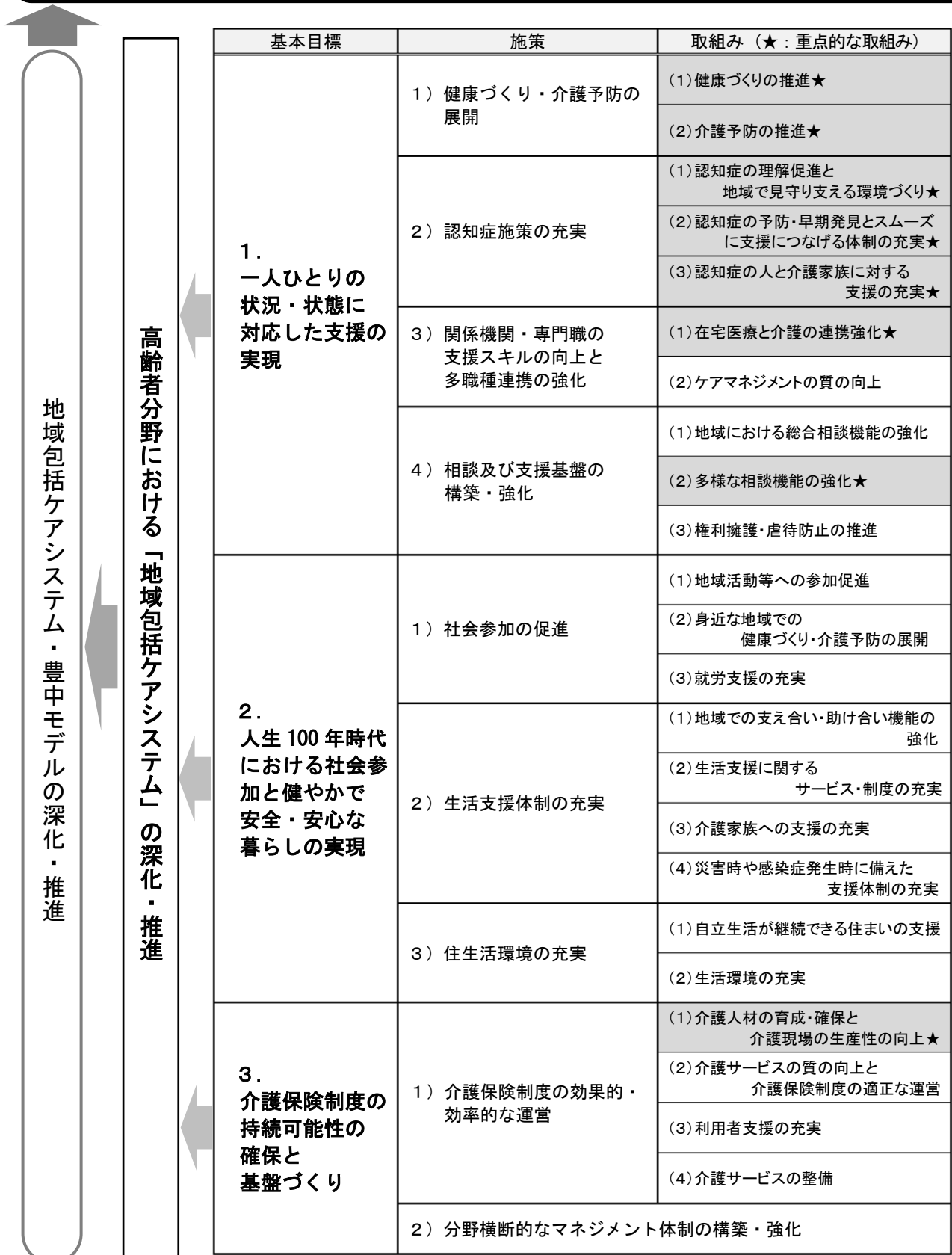
また、分野横断的なマネジメント体制の構築・強化を図ることで、高齢者分野の地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた基盤づくりに取り組みます。

## 3. 第9期計画で重点的に取り組むこと

第8期計画で設定した重点推進プランや第8期計画の課題などを踏まえ、第8期計画との継続性を担保しつつ、3つの基本目標の確実な達成に向けて、基本目標に関連する取り組みの中から、各基本目標をリードする取組みを「重点的な取組み」として設定します。

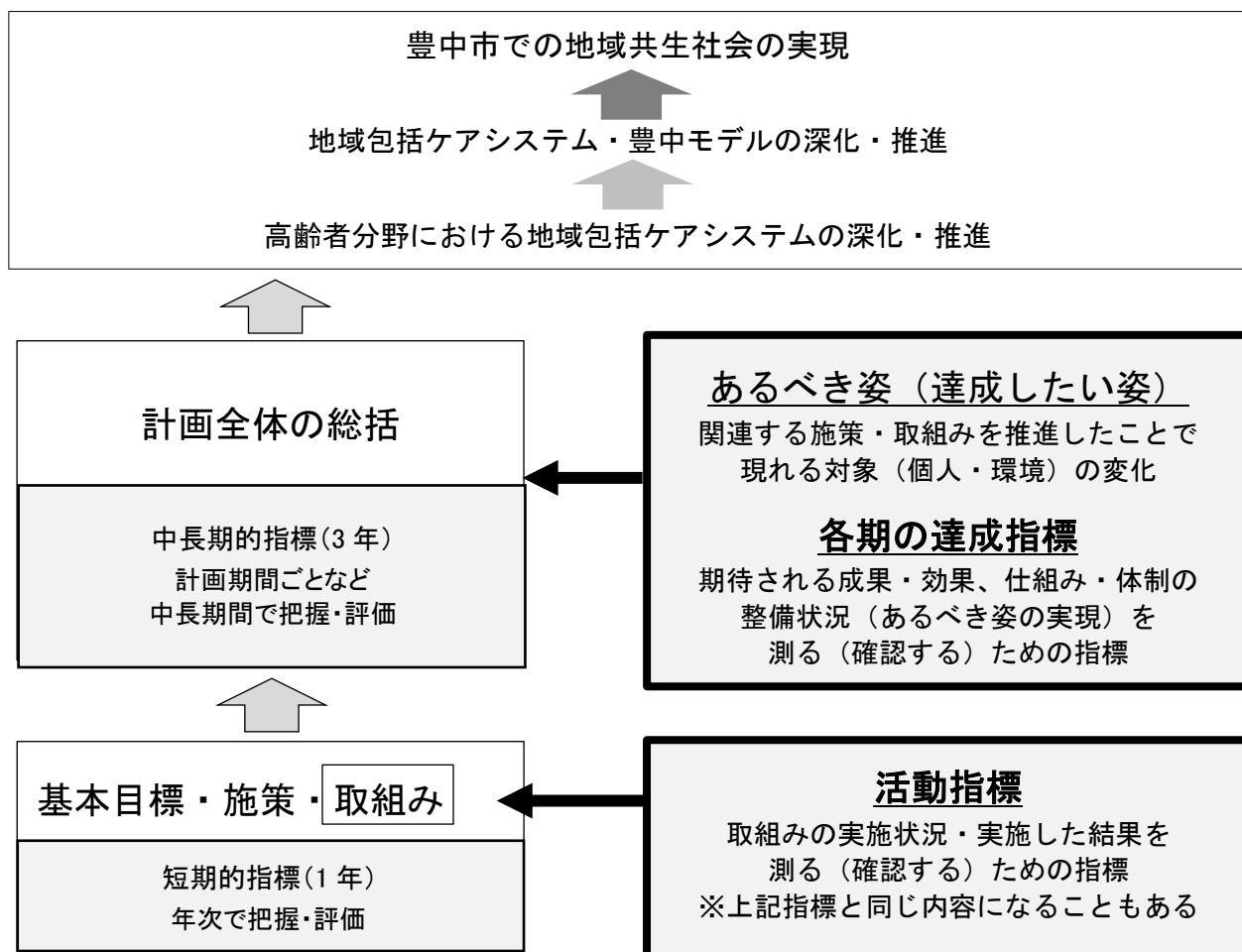
## 4. 施策体系

みんなで創る 希望を実現するための 多様な選択ができるまち



## 5. 計画の進捗管理・評価

本計画では、計画の進行管理・評価を効果的に進めていくために、基本目標ごとに「あるべき姿」と「各期の達成指標」、基本目標に関連する施策・取組みに「活動指標」を設定します。



また、活動指標は「第5章 施策の展開」の各取組みにおいて、あるべき姿と各期の達成指標については「第6章 地域包括ケアシステムの深化・推進のためのロードマップ」において記載します。

進捗管理・評価については、上記の指標とともに、保険者機能強化推進交付金・努力支援交付金に関する評価指標の達成状況等を踏まえ、豊中市介護保険事業運営委員会において行います。

なお、評価指標の達成状況や評価結果等については、市ホームページ等を通じて公表します。

## 第5章 施策の展開

### 基本目標1 一人ひとりの状況・状態に対応した支援の実現

#### 1) 健康づくり・介護予防等の展開

高齢期を迎えても誰もが心身ともに健やかに暮らしていけるよう、専門職等によるデータと根拠に基づく生活習慣病等の発症予防・重症化予防、介護予防に取り組みます。

##### (1) 健康づくりの推進【重点的な取組み】

健康寿命の延伸に向け、生活習慣病の発症や重症化予防、フレイル対策に取り組みます。

##### 〈主な内容〉

①生活習慣病の発症・重症化予防と健康状態の改善	生活習慣の改善をすることで、疾患のリスクを減らせるよう、エビデンスに基づいた生活習慣病の発症予防、重症化予防の対策を進めます。 また、生活機能低下を予防し、心身の機能の維持、向上のための取組みを行うとともに、ポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチの両面から、無関心層を含めた市民の健康づくりを支援します。
②保健事業と介護予防の一体的実施	高齢者一人ひとりが年齢・性別、健康状態、興味・関心などに応じて参加できる通いの場等において、医療専門職が積極的に介入・関与します。また、医療・介護データを分析・評価し、保健医療の視点からフレイル対策を介護事業と一体的に実施します。
③とよなか健康出張セミナー	10人以上のグループに対し、専門インストラクターを派遣し、講座（運動編、栄養・口腔編）を実施。
④健康教育・出前講座の実施	市民からの希望に応じ、専門職が健康づくりに関する講話などを実施。
⑤健康無関心層へのアプローチ	デジタルサイネージやICTの活用等により、健康無関心層へのアプローチを行います。

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
健康教育、出前講座の参加人数 (人)	250	275	300
フレイル予防に取り組み、改善した 人数(人)	100	120	140
健康出張セミナーの参加人数(人)	300	350	400

## (2) 介護予防の推進【重点的な取組み】

介護予防事業を通じて、介護予防に関する周知啓発をはじめ、一人ひとりの状況・状態に応じた介護予防に関するサービスの提供に取り組みます。

### 〈主な内容〉

①介護予防教室の推進	介護予防教室や講演会等において、運動機能向上・低栄養予防・介護予防等に関する周知啓発を実施します。
②介護予防・生活支援サービスの基準緩和・従前相当サービスの実施	<p>介護予防・生活支援サービス事業として、指定事業所による基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）と従前相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）を実施します。</p> <p>また、介護予防・生活支援サービスの趣旨や内容などについて、広く周知・啓発を進めます。</p>
③通所訪問型短期集中サービス（豊中はつらつ教室）の実施	<p>通所訪問型短期集中サービスを全市域で実施し、低下した生活機能を改善するための支援を行い、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。</p> <p>また、サービス終了後は、とよなかパワーアップ体操の自主グループなどの地域資源につなぐことで、社会参加を促進します。</p>

### 〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
豊中はつらつ教室(通所訪問型短期集中サービス)実参加者数(人)	450	470	490



## 2) 認知症施策の充実

国の認知症施策推進大綱、認知症基本法などの内容を踏まえ、認知症の人を含めた一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会をめざし、認知症施策の充実を図ります。

### 認知症施策推進計画を記載予定

#### (1) 認知症の予防・早期発見とスムーズに支援につなげる体制の充実【重点的な取組み】

認知症は、早期発見し支援につなげることが重要となるため、働く世代からの認知症予防に向けて、保健医療の視点からもアプローチします。また、認知症ケアパス等の充実や普及啓発を通じて、認知症支援に関する知識・情報の周知・啓発を図ります。

さらに、認知症初期集中支援チームをはじめとする支援機関の活動を通じて、早期発見からスムーズに支援につなげます。

#### 〈主な内容〉

<b>① 認知症予防に関する情報発信の充実</b>	「生活習慣病の予防や治療、社会とのつながりや運動を積極的に実践することで認知症の発症リスクを下げられる」ことを市民に広く周知・啓発します。また、認知症の危険因子である「難聴」に早期に気づき、耳鼻科受診などの機会を得ることで生活の質の向上並びにフレイルや認知症の進行に対する予防を図ります。ヒアリングフレイルチェックイベントの開催、啓発動画等の作成・配信などを実施します。
---------------------------	---

<p>②認知症支援に関する情報発信の充実</p>	<p>認知症に関する知識や情報、認知症を疑うサイン、相談窓口、イベント情報や介護体験などの情報発信を虹ねつと連絡会認知症支援部会の参画団体と連携して行います。</p>
<p>③認知症ケアパスの普及及び活用促進</p>	<p>認知症の早期発見や必要な支援にスムーズにつながるよう、「認知症医療・福祉連携おたすけマップ（認知症ケアパス）」の内容を充実させ、普及・活用の促進を図ります。</p> <p>また、ポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」や啓発冊子「やさしい介護と予防」などを通じて、認知症に関する相談ができる医療機関・相談窓口をはじめ、認知症支援に関する事業・活動の内容等の情報発信の充実を図ります。</p>

〈主な内容〉

④認知症医療体制の充実・強化	かかりつけ医などの医療機関が、認知症を疑う患者を把握した際に、患者の同意のもと市へ情報提供する仕組みを新設します。
⑤認知症の初期段階における支援体制の強化	認知症初期集中支援チームと地域包括支援センターや医療機関・介護事業所等との連携により、初期段階における支援体制を強化します。

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
初期集中支援チーム相談件数(件)	180	185	190
認知症危険因子の啓発に関する教室・講演会の参加者数(人)	200	250	300
ヒアリングフレイルに関するイベント・教室の参加者数(人)	150	170	190

## (2) 認知症の人・介護者への支援の充実【重点的な取組み】

認知症の人や介護者に対する支援については、当事者の視点を重視し、認知症の様態の変化に応じて、適時・適切に切れめなく医療や介護、福祉等のサービス・支援が提供される体制づくりに取り組みます。また、認知症の人の介護者の負担軽減に向けた取組みや支援の充実を図ります。

### 〈主な内容〉

①相談支援に関する機関等の連携の強化	虹ねっと連絡会認知症支援部会の活動を通じて、認知症地域支援推進員による認知症の相談支援に関する機関・団体等の取組みの情報共有、地域全体の認知症ケアの向上に向けた連携・協力体制の構築・強化などに取り組みます。
②専門職の認知症対応力の向上	介護や看護など在宅生活を支援する専門職、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局、病院の一般病棟における認知症対応力の向上に取り組みます。
③在宅医療・介護連携による認知症支援の推進	「虹ねっと連絡会」に設置されている「認知症支援部会」と連携して、市民向け啓発や医療・介護従事者向けの研修会等を行うことにより、在宅医療・介護連携においても認知症支援を推進します。
④認知症の人の家族への支援	認知症の人を介護する家族のニーズを踏まえ、介護者の精神的負担の軽減に向けた相互交流の促進や、介護技術の向上に向けた取組みなどを推進します。 また、高齢者位置情報サービス事業や認知症個人賠償責任保険事業を実施し、認知症の人や家族の支援を行います。
⑤認知症の人の社会参加の促進	公民館や図書館をはじめとする、高齢者の利用が多い施設等と連携した支援方策の充実を図り、認知症の人の社会参加を促進します。
⑥若年性認知症の人への支援	若年性認知症の人を、就労や社会参加・居場所づくりなど様々な分野から総合的に支援するため、資源を充実するとともに、既存の資源についての周知を図ります。
⑦認知症カフェの立ち上げ支援と普及啓発	「認知症カフェ」を認知症の人及びその家族介護者等が気軽に集える場、認知症に関する正しい知識や情報を得られる場、オレンジアの活動の場として、新規に立ち上げを支援し、市全域への展開を推進します。 また、「認知症カフェマップ」、「認知症医療・福祉連携おたすけマップ」を合わせて活用し、普及を図ります。
⑧認知症支援に関する情報発信の充実【再掲】	認知症に関する知識や情報、認知症を疑うサイン、相談窓口、イベント情報や介護体験などの情報発信を虹ねっと連絡会認知症支援部会の参画団体と連携して行います。

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
専門職向け研修会の参加人数(人)	80	80	80
認知症高齢者家族交流会・家族教室の開催回数(回)	12	12	12
認知症個人賠償責任保険利用人数(人)	500	600	600
認知症カフェ数(箇所)	28	28	28

### (3) 認知症の理解促進と地域で見守り支える環境づくり【重点的な取組み】

認知症についての正しい理解が地域全体に広まるよう、認知症に関する正しい知識の普及・理解の促進を図るとともに、認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成及び活動支援の充実、認知症の人を地域で見守り支える環境づくりを進めます。

#### 〈主な内容〉

<p>①認知症に関する正しい知識の普及及び理解の促進</p>	<p>関係機関・団体等との連携による講演会・研修会、認知症啓発イベントの開催等を通じて、認知症に関する正しい知識の普及及び理解を促進します。</p>
<p>②認知症サポーターの養成</p>	<p>図書館や公民館における認知症サポーター養成講座を継続して実施するとともに、認知症の人と地域で関わることが多いと想定される郵便局や民間事業者向けの認知症サポーター養成講座の開催を促進します。</p>
<p>③認知症キャラバン・メイトの活動支援の充実</p>	<p>認知症サポーター養成講座の講師を行うキャラバン・メイトを支援するため、豊中市キャラバン・メイト連絡会と連携のもと、メイト間の情報共有や交流促進、研修等を通じたスキルアップに向けた支援を行います。</p>
<p>④認知症サポーター等が活躍できる環境づくり</p>	<p>「チームオレンジ」の体制づくりを「認知症カフェ」の展開と合わせて一体的に進めます。</p> <p>また、虹ねっと連絡会認知症支援部会の参画団体等との連携を図り、「認知症カフェ」各所に専門職を派遣するとともに、「認知症サポーター」（ステップアップ研修を受講した認知症サポーター通称「オレンジャー」）が「認知症カフェ」を活動の場として活躍できるような仕組みをつくります。</p>
<p>⑤認知症の人本人からの発信の支援</p>	<p>「認知症カフェ」の取組みを通じて、認知症の人本人が自身の希望や必要としていること等を本人同士、地域住民と語り合う場の普及を図ります。</p>
<p>⑥地域での認知症の人の見守り体制の強化</p>	<p>地域での認知症の人の見守り体制を強化するために、認知症の人が徘徊（ひとり歩き）した場合に早期の発見・安全確保を目的にしたみまもりステッカー利用支援事業及び認知症高齢者・障害者等行方不明捜索システムの周知啓発、利用促進を図ります。</p>
<p>⑦認知症カフェの立ち上げ支援と普及啓発【再掲】</p>	<p>「認知症カフェ」を認知症の人及びその家族介護者等が気軽に集える場、認知症に関する正しい知識や情報を得られる場、オレンジャーの活動の場として、新規に立ち上げを支援し、市全域への展開を推進します。</p> <p>また、「認知症カフェマップ」、「認知症医療・福祉連携おたすけマップ」を合わせて活用し、普及を図ります。</p>

〈活動指標〉

指標の内容		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症サポーター 養成講座	開催数(回)	115	120	125
	サポーター数(累計)(人)	23,000	25,000	26,000
認知症カフェ数(箇所)【再掲】		28	28	28
みまもりステッカー配布枚数(枚)		100	100	100

### 3) 関係機関・専門職の支援スキルの向上と多職種連携の強化

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、医療と介護の多職種連携や支援スキルの向上、ケアマネジメント力の向上に取り組みます。

#### (1) 在宅医療と介護の連携強化【重点的な取組み】

医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護連携支援センターにおいて、在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築・強化などに取り組みます。

また、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護保険事業者連絡会、訪問看護ステーション連絡会、地域包括支援センター、病院連絡協議会、豊中市（関係課、市立豊中病院）で構成する医療と介護、保健分野の連携ネットワークである「虹ねっと連絡会」の取組みとの連携を強化しながら、在宅医療・介護連携のさらなる充実を図ります。

#### 〈主な内容〉

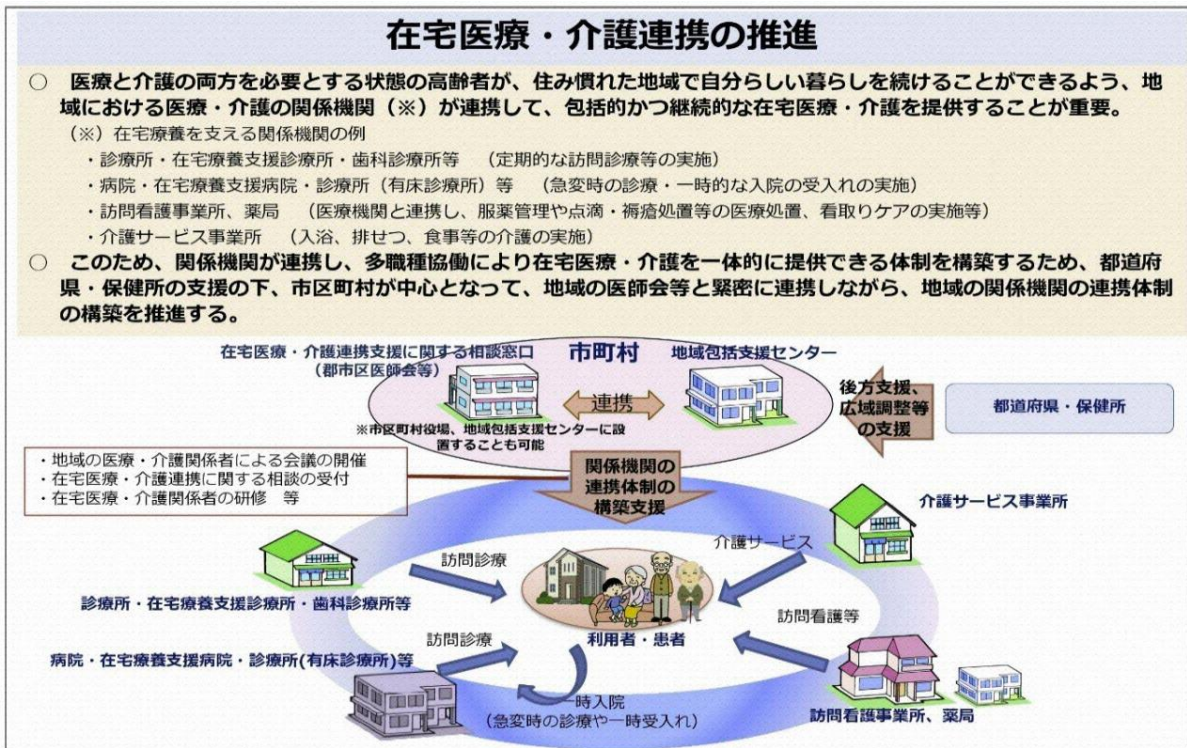
①在宅医療・介護連携支援センター事業の実施	在宅医療・介護連携の強化を図るため、「豊中市在宅医療・介護連携支援センター事業」を実施します。 また、実施にあたっては、医療・介護の関係者の代表から構成される「虹ねっと連絡会」や既存のネットワークとの連携のもと、地域に根差した在宅医療・介護連携を推進します。
②アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発	アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発のため開発したツールを用いて、人生の最終段階における過ごし方や看取りの意思決定ができるように、幅広い年齢層の市民に対する啓発に取り組みます。 また、医療・介護従事者向けの研修会、課題抽出のための意見交換会を実施し、人生の最終段階における過ごし方や看取りの意思決定支援に取り組みます。
③医療・介護資源に関する情報発信の充実	医療機関の情報や介護サービス事業者等の基本情報などを検索できるポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」や啓発冊子「やさしい介護と予防」により、医療・介護資源の把握と情報発信を行います。
④在宅医療・介護連携による認知症支援の推進【再掲】	「虹ねっと連絡会」に設置されている「認知症支援部会」と連携して、市民向け啓発や医療・介護従事者向けの研修会等を行うことにより、在宅医療・介護連携においても認知症支援を推進します。



〈活動指標〉

指標の内容		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医療・介護関係者間の 課題抽出・課題把握・対応 策の検討等企画・運営会議	開催数(回)	15	15	15
	延参加者数(人)	100	100	100
在宅医療・介護に関する 専門職向け研修会・勉強会	開催数(回)	7	7	7
	延参加者数(人)	200	250	300
在宅医療・介護に関する 市民向け講演会	開催数(回)	3	5	7
	延参加者数(人)	30	50	70
虹ねっと com	登録数(件)	1,200	1,350	1,500

【在宅医療・介護連携の推進イメージ】



出典：「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver. 3」（厚生労働省老健局老人保健課）

## (2) ケアマネジメントの質の向上

高齢者一人ひとりが自立支援・重度化防止、在宅生活継続に有効な支援やサービスなどを個々の状態に応じて利用できるよう、ケアマネジャーをはじめとする専門職のアセスメント力の向上や、地域ケア会議などを活用した多職種連携などを通じて、ケアマネジメントの質の向上に取り組みます。

### 〈主な内容〉

<p>①自立支援型 ケアマネジメント力の向上</p>	<p>自立支援・重度化防止を推進するため、地域包括支援センターや介護支援専門員が専門職による助言等の支援を受けることができる仕組みを構築するとともに、多職種連携推進のもと、ケアマネジメントの質の向上を図ります。</p>
<p>②ケアプランの点検・初心者研修の実施</p>	<p>ケアプラン点検及び実例を踏まえた研修を実施するとともに、豊中市介護保険事業者連絡会・地域包括支援センターと連携して介護支援専門員初心者研修を実施し、ケアマネジャーの経験、ケアプランの内容に沿ったきめ細やかなケアマネジメント支援を行います。</p>

### 〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域リハビリテーション活動支援事業専門職支援数(件)	760	780	800
ケアプランの点検件数(毎年度4月1日時点で指定を受けている事業所を対象とする予定)(件)	170	170	170

## 4) 相談及び支援基盤の構築・強化

高齢者やその家族などが抱える多様な課題・不安に対応できるよう、地域包括支援センターの総合相談窓口をはじめとする多様な相談窓口・相談機能等の充実を図るとともに、権利擁護・虐待防止に向けた取組みを推進します。

またヤングケアラー支援については、令和4年(2022年)4月よりヤングケアラー専用相談窓口を開設し、この窓口を中心として、関係分野が情報や支援方針を共有し連携して支援を行ってまいります。

### (1) 地域における総合相談機能の強化

地域包括ケアシステムを推進するための中核となる地域包括支援センターの総合相談窓口等の機能の強化に取り組めます。

#### 〈主な内容〉

<b>①地域包括支援センターの機能強化とサービスの質の向上</b>	<p>総合相談支援をはじめとした機能強化に向けて、職員の相談支援スキルや要援護者を包括的かつ継続的に支援につなぐことができるネットワークづくりやコーディネート力などの向上を図ります。</p> <p>また、地域包括支援センター連絡協議会の活動を通じて、地域包括支援センター間の連携・情報共有や各職種の専門性の向上等に取り組む、地域包括支援センターの組織力の強化を図るとともに、業務内容の改善・サービスの質の向上につなげるための、自己評価・外部評価を実施します。</p>
<b>②地域包括支援センターの周知と情報提供</b>	<p>多様な媒体、地域団体の会合などを活用し、地域包括支援センターの啓発を行い、センターの役割や取組み内容などの認知度向上に取り組めます。</p>
<b>③地域における相談支援体制の強化</b>	<p>「福祉なんでも相談窓口」や民生委員・児童委員など身近な相談窓口の周知啓発を行い、気軽に相談できる環境づくりを進めます。</p> <p>また、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や各種専門支援機関との連携強化を図ることで、課題や不安を抱える人のSOSや周囲の気づきを漏れなく必要な支援につなげる体制づくりに取り組めます。</p>

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域包括支援センター総合相談件数(件)	35,000	35,000	35,000
地域包括支援センター職員向け研修会 開催数(回)	2	2	2
コミュニティソーシャルワーカー(CSW) 相談件数(件)	900	900	900
福祉なんでも相談窓口相談件数(件)	480	490	500

## (2) 多様な相談機能の強化【重点的な取組み】

「重層的支援体制整備事業\*」を推進し、多様な相談窓口等の有機的な連携を図り、総合相談機能の強化に取り組みます。

### 〈主な内容〉

<p>①複合的な課題に対応するための包括的な支援体制の強化</p>	<p>課題が複雑化・複合化しているケース（8050問題やひきこもり、ヤングケアラー）の対応では、多機関連携会議を活用し、課題解決に向け迅速に支援方針を決定します。また、支援の方向性や進捗を管理するコーディネーター役を配置し、適切に支援を進めます。</p>
<p>②苦情調整委員会窓口におけるサービスの質の確保</p>	<p>「健康福祉サービス苦情調整委員会（愛称「話して安心、困りごと相談」）」による健康福祉サービス全般についての苦情調整を行い、介護保険サービス等に関する苦情・相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、窓口の周知・啓発を進め、市民が相談しやすい環境づくりや質の確保に努めます。</p>
<p>③くらし再建パーソナルサポートセンターでの支援</p>	<p>「くらし再建パーソナルサポートセンター」において、関係機関との連携や地域の社会資源を活用し、高齢者の就労や家計などに関する相談支援に取り組みます。</p>

### 〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
多機関連携相談件数(件)	50	50	50

### (3) 権利擁護・虐待防止の推進

住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、認知症の人や精神障害のある人等、判断能力が低下した人をはじめ、すべての人の権利・尊厳が守られ、本人の自己決定権を尊重した、権利擁護や虐待防止に関する取組みを推進します。

#### 〈主な内容〉

<p>①成年後見制度の普及啓発と利用促進</p>	<p>成年後見利用促進計画に基づき、成年後見サポートセンターを中心として制度の普及啓発や利用促進、相談窓口の周知啓発や相談支援機能の強化を図るとともに、本人の自己決定権を尊重した制度の運用を行うため、本人を中心とした権利擁護支援チームを形成する仕組みをつくり、チームで意思決定支援を行う体制を整えます。また、市民後見人等の養成を行うとともに、活躍の場が広がる仕組みづくりに取り組みます。</p>
<p>②消費者被害及び特殊詐欺被害の未然防止</p>	<p>消費者被害に関する啓発活動を行うとともに、消費者安全確保地域協議会（地域包括ケアシステム推進総合会議・地域福祉ネットワーク会議）の場において、関係者と情報共有・啓発を進め、地域での見守り活動を行う市民活動団体等と連携を図るとともに、高齢者への直接支援を行う窓口へ頻発するトラブル事例等の情報提供を行います。</p> <p>また、特殊詐欺被害の未然防止に向けて、市民への啓発や注意喚起を行います。</p>
<p>③地域の高齢者虐待の防止・早期発見</p>	<p>地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待の防止、早期発見のための周知啓発などに取り組みます。</p> <p>また、地域の様々な関係機関と連携を図り、虐待の早期発見と迅速な相談支援などに取り組むとともに、虐待を受けた高齢者の避難先の安定的な確保に取り組みます。</p>
<p>④事業者等への虐待防止に向けた支援</p>	<p>介護保険事業者連絡会等との連携により高齢者虐待防止に向けた基本的知識や考え方などの周知を図り、介護サービスの質の確保を図ります。</p> <p>また、必要に応じて、虐待防止に向けた実地指導・立入検査などを実施し、再発防止に向けた助言・指導等を行います。</p> <p>さらに、高齢者施設における虐待防止に向けた取組みを推進するとともに、虐待に関する通報等があった場合は適切な調査を実施し、再発防止に向けて助言・指導を行います。</p>
<p>⑤市長申立て案件における「権利擁護支援チーム」の形成</p>	<p>市長申立て案件で後見人が就任する際、権利擁護・後見サポートセンター（中核機関）が中心となり、後見人やこれまでの支援者を集め、権利擁護支援チームを形成します。</p>

〈主な内容〉

⑥市民後見人チェック リストの活用	市長申立て案件のうち市民後見人の受任数を増やすため、市民後見人チェックリスト活用します。
----------------------	--

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市長申し立て件数(高齢者のみ)(件)	20	20	20
市民後見人受任件数(件)	5	6	7
高齢者虐待防止に関する研修参加者数 (人)	150	150	150

## 基本目標 2 人生 100 年時代における社会参加と健やかで安全・安心な暮らしの実現

### 1) 社会参加の促進

高齢者が生涯を通じて、地域社会とつながり、活躍できるよう、高齢者一人ひとりの強みや興味・関心等に応じた多様で切れ目のない社会参加を支援し、健康増進や介護予防につなげます。

#### (1) 地域活動等への参加促進

高齢者の社会参加が介護予防・自立支援につながるという視点を踏まえ、「高齢者の地域での多様な生きがいくつくりとともに、地域の担い手として活躍できるよう、ボランティア・社会貢献活動を支援します。

#### 〈主な内容〉

①老人クラブへの支援	老人クラブの会員拡大や事業の活性化、高齢者による相互支援活動や地域福祉活動、世代間交流等の促進に向けて、各地域の老人クラブの主体的な活動を支援します。
②生涯スポーツの推進	体育館や温水プール等の施設において、年齢や体力、スポーツ経験、興味・目標に応じた、多様なスポーツ機会の提供を行い、健康の保持・増進に向けた取組みを行います。 また、高齢者のスポーツに対する意識向上を図るとともに、スポーツ活動を通じて高齢者の交流が生まれるよう、各種教室や事業の普及促進に努めます。
③生涯学習活動の推進	千里文化センター「コラボ」において、生涯学習活動や介護予防活動等、社会参加につながる事業を展開します。 また、令和5年2月に開館した庄内コラボセンター「ショコラ」にある就労支援・市民公益活動・介護予防・社会教育の活動拠点を活用し、市民・市民団体・事業者の多世代・他分野交流拠点として展開します。
④ボランティア活動や市民活動等への支援の充実	ボランティア活動や地域貢献活動などを支援するため、地域福祉活動支援センターやボランティアセンター、市民公益活動支援センターでの情報発信や相談支援機能の充実を図るとともに、「とよなか夢基金（市民公益活動基金）」などによる運営支援に取り組みます。また、「とよなか地域創生塾」などの取組みを通じて、一人ひとりの興味・関心を社会参加や社会貢献活動などの実践につなげる仕組みづくりを行います。



〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市民公益活動支援センター利用人数(人)	9,000	9,500	10,000
市民公益活動推進助成金助成事業数 (事業)	20	20	20

## (2) 身近な地域での健康づくり・介護予防の展開

健康寿命の延伸に向け、健康への関心の有無などに関わらずあらゆる世代が健康につながる環境づくりに取り組みます。

また、地域の状況・特徴などを踏まえ、多様な主体と連携を図りつつ「とよなかパワーアップ体操」などを中心に、通いの場づくりや元気な高齢者が地域を支えるための仕組みづくりなどを通じて、身近な地域における住民主体の介護予防の活動を展開します。

### 〈主な内容〉

①地域での健康づくりの展開	地域全体で健康づくりを支える視点から、多様な主体と連携しながら健康づくりを支援する体制の構築・充実を進めるとともに、健康づくり推進委員会などの活動を支援し、地域での健康づくりを推進します。
②とよなかパワーアップ体操の自主グループの育成・支援	介護予防体操「とよなかパワーアップ体操」の普及啓発の実施と、体操の自主グループの立ち上げ支援を行うとともに、自主グループのモチベーション維持のため、専門職による体力測定や体操指導等の支援を行います。
③介護予防センターの運営	介護予防の普及啓発や高齢者の健康・生きがいつくりに関する事業を実施します。 また、事業参加者の地域での活躍を支援するとともに、子どもをはじめ地域住民との交流の機会づくりなどを展開し、地域に開かれた介護予防の拠点づくりを進めます。
④とよなか地域ささえ愛ポイント事業の推進	「とよなか地域ささえ愛ポイント事業」の推進を通じて、社会参加・地域貢献への動機付けを行い、生きがいや介護予防につなげます。 また、活動対象を、子育て支援活動などにも拡充し、高齢者が地域を支える仕組みを強化します。

### 〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
とよなか地域ささえ愛ポイント事業でのボランティア登録者数(累計人数)	1,500	1,500	1,500

### (3) 就労支援の充実

高齢者の介護予防・自立支援、今後の介護人材の確保や社会の活力の維持につなげていくため、高齢者の多様な就労の促進に向けた支援に取り組みます。

#### 〈主な内容〉

①高齢者の就労機会の創出	地域就労支援事業や無料職業紹介事業、高齢者活用を検討している事業者への専門家派遣などにより、就労を希望する高齢者と高齢者を活用する事業所のマッチング等を推進します。 また、就労促進講座や企業を対象とした高齢者雇用を促進する取組み等を通じて、高齢者の就労機会の創出を図り、高齢者が希望する就労や社会参加等への橋渡しを進めます。
②シルバー人材センターの事業の支援	高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを進めるため、高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業や軽易な業務への就業の機会確保に取り組むシルバー人材センターの事業を支援します。

#### 〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市の事業を通じた雇用・就業人数(人)	80	80	80
シルバー人材センターの登録会員数(人)	2,200	2,200	2,200
シルバー人材センターの受注金額(千円)	848,600	848,600	848,600

## 2) 生活支援体制の充実

高齢者や介護家族の日常生活での不安・困りごとに対応する多様なサービス・支援などが提供されるよう、地域での支え合い・助け合いの促進とともに、生活支援に関するサービス・制度の充実を図ります。また、災害時・緊急時に対応できる支援体制の充実を図ります。

### (1) 地域での支え合い・助け合い機能の強化【重点的な取組み】

地域での支え合い、助け合い機能の強化に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体ささえあい活動をはじめ、地域課題の解決に向けた取り組み、既存の地域活動・福祉活動等などの充実を図ります。

また、本市におけるライフセーフティネットの拡充とともに、既存の活動・取組みなどを踏まえて、生活支援コーディネーターや地域ささえあい推進協議体の活動などを通じて、生活支援体制づくりに取り組めます。

なお、本項における生活支援体制づくりの取り組みを「豊中市生活支援体制整備事業実施計画」とします。

#### 〈主な内容〉

<p>①生活支援体制整備事業の推進</p>	<p>生活支援コーディネーターを中心に、地域住民をはじめ多様な事業主体と連携を図り、住民主体ささえあい活動の充実（下記参照）などを通じて、地域における支え合いの体制づくりを推進します。</p> <p>また、第1層（市全体）及び第2層（日常生活圏域）等に設置した地域ささえあい推進協議体において、地域における支え合いの体制づくりに関する課題抽出や情報共有、各主体との連携強化に取り組めます。</p> <p>※事業の方向性及び具体的な内容等については、以降の「豊中市生活支援体制整備事業実施計画」を参照ください。</p>
<p>住民主体ささえあい活動の充実</p>	<p>介護予防・生活支援サービス事業の住民主体ささえあい活動として、福祉便利屋事業（訪問型）及びぐんぐん元気塾（通所型）の全小学校区での実施をめざします。</p> <p>また、既に実施している校区においては、多様なサービスを充実するとともに、地域拠点としての機能を強化し、地域のささえあいに取り組めます。</p>
<p>②地域共生センターによる地域福祉活動への支援</p>	<p>地域共生センターにおいて、地域団体に活動の場を提供することで地域福祉活動の充実を支援し、地域の交流やつながりづくりを進めます。</p>

〈主な内容〉

<p>③高齢者見守り ネットワークの充実</p>	<p>ひとり暮らし高齢者などを地域全体で支える体制づくりに向けて、「安心生活創造事業」「安否確認ホットライン」「安心キット配布事業」などの事業を実施します。</p> <p>また、小地域福祉ネットワーク活動によるグループ援助活動や民生委員によるひとり暮らし高齢者などへの個別訪問活動、地域の民間事業者のネットワークによる見守り活動などと連携を図り、重層的な見守り体制の整備・強化をめざします。</p>
<p>④社会福祉法人への 地域貢献活動の促進</p>	<p>良好な運営が確保され、積極的な情報公開並びに地域貢献活動を行っている社会福祉法人を「豊中市地域貢献活動推進社会福祉法人」として登録・公表し、社会福祉法人の信頼性と透明性を高めるとともに、社会福祉法人の強みを生かした地域貢献活動を促進します。</p>
<p>⑤地域における相談支援体制の強化【再掲】</p>	<p>「福祉なんでも相談窓口」や民生委員・児童委員など身近な相談窓口の周知啓発を行い、気軽に相談できる環境づくりを進めます。</p> <p>また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や各種専門支援機関との連携強化を図ることで、課題や不安を抱える人のSOSや周囲の気づきを漏れなく必要な支援につなげる体制づくりに取り組みます。</p>

〈活動指標〉（豊中市生活支援体制整備事業実施計画の活動指標）

指標の内容		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
住民主体ささえあい活動 福祉便利屋事業(訪問型)	校区数(校区)	39	39	39
	対応件数(件)	300	350	400
	担い手の登録者(人)	250	300	350
住民主体ささえあい活動 ぐんぐん元気塾(通所型)	校区数(校区)	39	39	39
	延べ参加者数(人)	45,000	50,000	50,000
新しく開発した地域資源	種類(種類)	4	4	4
	年間延べ活動回数(回)	36	36	36

豊中市生活支援体制整備事業実施計画を記載予定

## (2) 生活支援に関するサービス・制度の充実

住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、支援が必要な高齢者の自立生活や健康を支えるとともに、安否確認や見守りを兼ねた高齢者福祉サービスや介護予防・生活支援サービス事業などの充実を図ります。

### 〈主な内容〉

<p>①自立した在宅生活の支援</p>	<p>高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、ICT見守りサービス、緊急通報システム、外出支援サービス等の生活支援サービスを実施します。</p> <p>必要な方がサービスを受けることができるよう事業周知を行うとともに、社会情勢の変化等、必要に応じて事業の見直し方方を検討します。</p>
<p>②介護予防・生活支援サービスの基準緩和・従前相当サービスの実施【再掲】</p>	<p>介護予防・生活支援サービス事業として、指定事業所による基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）と従前相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）を実施します。</p> <p>また、介護予防・生活支援サービスの趣旨や内容などについて、広く周知・啓発を進めます。</p>
<p>③住民主体ささえあい活動の充実【再掲】</p>	<p>介護予防・生活支援サービス事業の住民主体ささえあい活動として、福祉便利屋事業（訪問型）及びぐんぐん元気塾（通所型）の全小学校区での実施をめざします。</p> <p>また、既に実施している校区においては、多様なサービスを充実するとともに、地域拠点としての機能を強化し、地域のささえあいに取り組みます。</p>

### 〈活動指標〉

指標の内容		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ICT見守りサービス利用人数(人)		800	800	800
外出支援サービス延利用者数(人)【再掲】		800	800	800
住民主体ささえあい活動 福祉便利屋事業(訪問型) 【再掲】	校区数(校区)	39	39	39
	対応件数(件)	300	350	400
	担い手の登録者数(人)	250	300	350
住民主体ささえあい活動 ぐんぐん元気塾(通所型) 【再掲】	校区数(校区)	39	39	39
	延べ参加者数(人)	45,000	50,000	50,000

### (3) 家族介護者への支援の充実

家族介護者が地域で孤立することなく、安心して暮らしていけるよう、介護に関する相談支援体制の拡充や労働環境の整備を図るとともに、家族介護者の身体的・経済的・心理的な負担の軽減に向けた取組みを推進します。

#### 〈主な内容〉

①介護者に対する相談支援体制の充実	関係機関との連携により、介護者の相談支援体制の充実を図るとともに、相談者一人ひとりに応じた適切な対応に向けた職員のスキルアップに取り組みます。
②介護者の負担軽減に向けた各種事業の推進	介護者を支援する各種事業（要援護高齢者短期入所事業、紙おむつ給付事業、介護家族慰労金、介護家族訪問健康診査・健康相談）の実施を通じて、介護者の負担の軽減を図ります。
③介護離職防止に向けた事業所への普及啓発	介護や子育て、病気の治療などにより柔軟な働き方が求められる労働者が、就労先で勤務が継続できるよう、市内事業所に対する啓発や支援を実施します。
④認知症の人の家族への支援【再掲】	認知症の人を介護する家族のニーズを踏まえ、介護者の精神的負担の軽減に向けた相互交流の促進や、介護技術の向上に向けた取組みなどを推進します。 また、高齢者位置情報サービス事業や認知症個人賠償責任保険事業を実施し、認知症の人や家族の支援を行います。
⑤地域での認知症の人の見守り体制の強化【再掲】	地域での認知症の人の見守り体制を強化するために、認知症の人が徘徊（ひとり歩き）した場合に早期の発見・安全確保を目的にしたみまもりステッカー利用支援事業及び認知症高齢者・障害者等行方不明捜索システムの周知啓発、利用促進を図ります。

#### 〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
要援護高齢者短期入所事業利用日数(日)	1,600	1,600	1,600
紙おむつ給付件数(人)	4,300	4,350	4,400

#### (4) 災害時や感染症発生時に備えた支援体制の充実

災害にも強い福祉のまちづくりを実現するために、地震や風水害発生時等における支援・応援体制の整備を図るとともに、発生後にも適切な支援等が受けられる仕組みづくり等に取り組みます。また、感染症の流行を踏まえた今後の危機管理対策に取り組みます。

##### 〈主な内容〉

<p>①防災・福祉ささえあいづくり推進事業の展開</p>	<p>「防災・福祉ささえあいづくり推進事業」を推進するとともに、民生委員・児童委員と校区福祉委員会などの地域ボランティアが平常時から活用するために、避難行動要支援者へ行う意思確認への回答率の向上を図ります。</p> <p>また、地域と連携して図上・実地訓練等を実施し、地域における避難支援体制の構築を支援します。</p>
<p>②避難所における良好な生活環境の整備</p>	<p>食料品や生活物資の備蓄などをはじめとした避難所の良好な生活環境の整備を進めます。</p> <p>また、「介護等サービス提供事業者との協定」等を踏まえ、地域の福祉団体、サービス提供事業者、関係機関と連携して、介護保険サービスや福祉サービスが避難所において継続的に提供される体制の構築に取り組みます。</p>
<p>③「個別避難計画」作成の推進</p>	<p>災害時に避難行動要支援者一人一人に応じた避難支援策を確立するため、「個別避難計画」を作成します。</p>
<p>④「豊中市 福祉避難所基本方針」をもとにした施策の推進</p>	<p>「豊中市 福祉避難所基本方針」をもとに、災害時の福祉避難所の確保や運営、移送手段等の確保を進めます。</p>
<p>⑤介護保険事業所等との連携による災害・感染症対策の体制整備</p>	<p>介護保険事業所等と連携し、防災や感染症対策等についての周知啓発、研修、訓練等を実施するとともに、介護保険事業所等における災害・感染症発生時に必要な物資の備蓄・調達状況等や具体的計画などの確認を促進します。</p>
<p>⑥防災訓練等への支援と意識啓発</p>	<p>自主防災組織等の地域団体と連携して、ハザードマップや避難所運営マニュアル等を基に地域で行う防災訓練等を支援します。</p> <p>また、出前講座やとよなか防災アドバイザー制度を活用し、引き続き市民や関係機関・団体等を対象とした災害時の情報収集や避難行動等に関する普及啓発を進めます。</p>



〈主な内容〉

<p>⑦介護保険事業における 災害時対応マニュアル 作成等の促進</p>	<p>災害時に社会福祉施設等で避難行動等が迅速に行えるよう、施設等に災害対応マニュアルの作成を促進します。</p> <p>また、水害・土砂災害が想定される区域内の要配慮者利用施設に避難確保計画の作成と避難訓練の実施等を促進します。</p> <p>さらに、介護保険施設等の集団指導や実地指導時に非常災害の具体的計画を策定するよう指導・助言を行います。</p>
<p>⑧救急タグの普及啓発</p>	<p>急病などの緊急時に、現病歴、アレルギーの有無、服薬状況、緊急連絡先等を専用カードに書き込み、救急隊や医師にすみやかに本人の情報を提供する「救急タグ」の普及啓発を進めます。</p>

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地区防災圏自主防災組織の組織率(%)	80.4	82.9	85.3
防災出前講座の参加人数(人)	2,500	4,000	5,500

### 3) 住生活環境の充実

高齢者の生活のニーズにあった住まいの確保を図るとともに、住み慣れた地域で、安全に、安心して、暮らし続けられるよう、生活環境・地域資源の充実に取り組みます。

#### (1) 自立生活が継続できる住まいの支援

住宅施策と福祉施策の連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で、安心、安全、自立した生活を送るための基盤となる住まいに関する情報提供を進めます。

また、サービス付き高齢者向け住宅などの活用や市営住宅の住環境の改善、重層的な住宅セーフティネットの構築などを通じて、高齢者の安定した居住の確保に努めます。

#### 〈主な内容〉

<p>① サービス付き高齢者住宅の適正推進</p>	<p>サービス付き高齢者住宅等の家賃やサービス内容などの様々な情報を市民に提供します。</p> <p>また、本市内において、サービス付き高齢者住宅等が整備され、介護保険サービスが提供される場合は、ケアプランやサービス内容について、必要に応じて事業者に対する指導・助言を行い、サービス提供の適正化を図ります。</p>
<p>② 市営住宅等の充実</p>	<p>市営住宅等の効率的な管理・運営に取り組むとともに、入居者募集の際には、60歳以上の人には当選する確率を2倍に優遇します。</p> <p>また、空き家改修時において手すりの設置や段差解消を行うなど、高齢者の居住の安定の確保に努めます。</p>
<p>③ 住宅確保要配慮者への居住支援の推進</p>	<p>「豊中市居住支援協議会」相談窓口において、低所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者の入居支援を行うとともに、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録を促進し、庁内関係課、不動産業者、福祉事業者、居住支援法人等と連携し、民間賃貸住宅等の円滑な入居に向けた啓発活動などに取り組みます。</p>

#### 〈活動指標〉

指標の内容		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録	戸数(戸)	前年から増加	前年から増加	前年から増加

## (2) 生活環境の充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、既存の交通事業者などと調和を図りつつ、地域の状況に応じた移動支援や買物支援、公共施設等のバリアフリー化や道路環境の整備などに取り組みます。

### 〈主な内容〉

<p>①地域特性に応じた 移動・買い物支援等の確保</p>	<p>公共交通網の維持に向け、デマンド型乗合タクシー等の取り組みを行うとともに、地域特性を踏まえ、介護サービス、交通事業者、福祉有償運送などと調和を図りつつ、日常生活を支える生活交通の確保を進めます。</p>
<p>②運転免許返納の促進と 返納後の移動手段の確保</p>	<p>大阪府・警察機関と連携を図りながら、交通事故防止に向けて、判断・認知に疑いがある高齢者の自主的な運転免許の返納を促進します。</p> <p>また、運転免許返納後の移動手段の確保など、地域での生活を支える施策の充実を図ります。</p>
<p>③バリアフリー化の推進</p>	<p>だれもが安全で便利に移動できるようにハード・ソフト一体となった市全域のバリアフリー化を推進するとともに、歩道等において、安全で快適な歩行空間を形成します。</p> <p>また、市のバリアフリー化全般について市民の意見を聞き、また交通など他の事業者の事業について状況把握と協議を行うため、「豊中市バリアフリー推進協議会」を運営します。</p>
<p>④外出支援サービスの推進</p>	<p>在宅の高齢者をリフト付き車両で居宅から医療機関等に送迎し、外出支援を行います。</p>

### 〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
デマンド型乗合タクシー利用延人数(人)	5250	5500	5750
交通空白地(km <sup>2</sup> )	0	0	0
外出支援サービス利用延人数(人)	720	720	720

## 基本目標 3 介護保険制度の持続可能性の確保と基盤づくり

### 1) 介護保険制度の効果的・効率的な運営

多様な介護人材の確保とともに、介護分野において、必要なサービスがより効率的に提供されるように業務改善を促進します。また、介護給付の適正化や介護サービスの質の向上を図ることで、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備に取り組みます。

#### (1) 介護人材の育成・確保と介護現場の生産性の向上【重点的な取組み】

多様な人材の参入・活躍の促進による介護人材のすそ野の拡大を図るとともに、新規介護人材の確保と定着支援の双方の視点に立った取組みを促進します。

また、介護職の魅力発信や、介護現場における業務改善やデジタル技術の利活用支援等を図ることで、介護現場の生産性の向上に取り組みます。

#### 〈主な内容〉

①公民連携による介護人材確保対策	公・民連携の人材確保対策として介護保険事業者が主体となった取組みを支援し、持続可能な介護サービス提供体制の実現をめざします。
②生活支援サービス従事者の養成	生活支援サービス従事者研修を実施し、軽度の支援を必要とする高齢者を対象とする買い物や掃除・調理などの日常生活をサポートする「生活支援サービス従事者」の育成を通じて、人材のすそ野の拡大を図り、元気な高齢者をはじめ地域住民が活躍していただくことにより、多様な主体による多様な介護予防・生活支援サービスが利用できるような地域づくりを支援します。 また、当該研修の修了者と事業者とのマッチングを行う「お仕事説明会」を開催し、介護人材確保を進めます。
③いきてゆくフェスの実施	高齢者の社会参加、多世代の参加や交流の促進、介護の仕事を広く市民に周知し、介護・福祉の魅力を伝えることを目的に「いきてゆくフェス」を実施します。
④国・府との連携による介護現場の革新に向けた取組みの推進	文書作成や手続きについて、届の簡素化や手続きの電子化などデジタル技術の活用を進めることで介護現場での負担軽減を図るなど、国の動向を踏まえ、大阪府と連携して取組みを進めます。
⑤求職者と介護事業所とのマッチングの推進	無料職業紹介事業による個別支援や面接会などを通じて、求職者と介護事業所のマッチングに取り組みます。

<p>⑥外国人介護人材への生活サポート</p>	<p>市内で働く外国人介護職員の人材育成及び定着のため、とよなか国際交流センターにおいて多言語による生活相談の実施や、定着定住に向けた仲間づくりを支援、地域住民に対して多文化共生に対する理解を推進するなど、市内で安心して生活し働くことができるよう、生活全般をサポートします。</p>
-------------------------	---

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活支援サービス従事者研修累計修了者数 (人)	30	40	50
いきてゆくフェスの参加者数(人)	1,500	1,550	1,600

## (2) 介護サービスの質の向上と介護保険制度の適正な運営

質の高い介護保険サービスが適切に提供されるよう、関係機関等との連携によるサービスの質の向上に向けた取組みとサービス提供事業者に対する指導・助言を推進します。

また、介護保険制度の適正な運営に向けて、サービス提供体制の充実を図るとともに、適切な要介護認定や介護給付の適正化、介護保険事業にかかる評価・分析、情報の公表などに取り組みます。

なお、本項における「介護給付適正化に向けた取組み」を豊中市介護給付適正化計画とします。

### 〈主な内容〉

①地域密着型サービス事業者への支援	地域密着型サービス事業所による地域密着型サービス運営推進会議の設置・運営等を支援するとともに、内容の充実に向けた検討を進め、提供される地域密着型サービスの質の向上につなげます。
②介護保険事業者連絡会の活動支援	豊中市介護保険事業者連絡会への活動支援を通じて、事業者間の連携を図るとともに、質の向上などにつながる研修などに取り組みます。
③介護サービス相談員派遣事業の実施	介護サービス相談員が派遣の申し出があった介護保険サービス事業所を訪問し、サービス利用者の様々な要望や思いを聞き、相談にのります。そして、その内容を事業者に伝え、利用者と事業者との間に行政から独立した第三者の視点で、改善の途を探ります。そのことにより事業所のサービスの質の向上につなげます。 加えて、介護サービス相談員は、地域に密着した形で介護保険に関する普及啓発を図る役割も担います。
④事業者に対する指導・助言の実施	介護保険サービス事業者及び有料老人ホームに対する指導・助言を強化し、利用者本位のサービス提供体制の確保を図ります。 また、住宅施策と福祉施策の連携を図ることで、サービス付き高齢者向け住宅への指導・助言を実施します。
⑤介護保険制度等の普及啓発	出前講座や地域の様々な相談活動などの場・機会、パンフレットなどの多様な媒体を活用し、介護保険制度や地域包括ケアシステム等の普及啓発を実施します。
⑥介護給付適正化に向けた取組みの推進	介護給付適正化に向けた取組みとして、大阪府介護給付適正化計画に基づき、以下の介護給付適正化事業を実施します。【豊中市介護給付適正化計画】

【介護給付適正化事業実施計画】

事業	内容
	<p data-bbox="379 855 1295 1003">大阪府介護給付適正化計画の内容を踏まえ 作成予定</p>

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
-------	--------------------	--------------------	--------------------

大阪府介護給付適正化計画の内容を踏まえ  
作成予定



### (3) 利用者支援の充実

利用者やその家族等が質の高いサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、介護保険サービスや保健福祉サービスに関する積極的な情報提供・発信や、苦情・相談体制の充実を図ります。

また、すべての人が安心して介護保険サービス等を利用できるよう、低所得者への支援や高齢者や障害のある人へのサービス向上に向けた取組みを進めます。

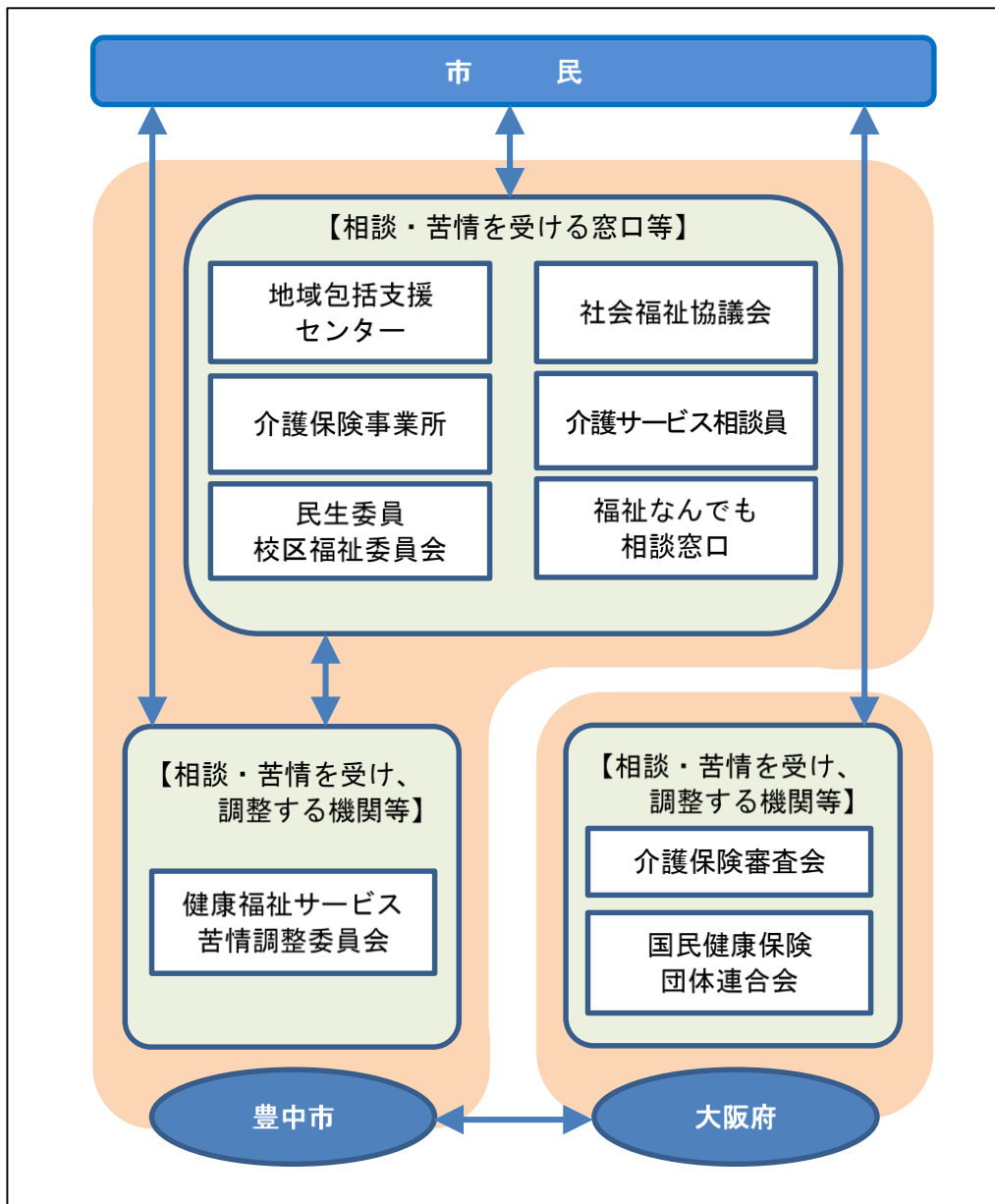
#### 〈主な内容〉

<b>①介護保険制度・事業者等に関する情報提供の充実</b>	介護保険制度・事業者に関する冊子「やさしい介護と予防」や、市ホームページ内のポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」などの様々な媒体を活用したきめ細やかな情報提供を行います。
<b>②低所得者への支援</b>	社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の活用や介護保険料の減免などを通じて低所得者への支援に取り組めます。
<b>③高齢で障害のある人へのサービスの充実</b>	高齢で障害のある人が適切なサービスが受けられるよう、介護保険制度等の普及啓発を図るとともに、高齢者と障害のある人がともに利用できる共生型サービスの指定などに取り組めます。
<b>④苦情調整委員会窓口におけるサービスの質の確保【再掲】</b>	「健康福祉サービス苦情調整委員会（愛称「話して安心、困りごと相談」）」による健康福祉サービス全般についての苦情調整を行い、介護保険サービス等に関する苦情・相談体制の充実を図ります。 また、窓口の周知・啓発を進め、市民が相談しやすい環境づくりや質の確保に努めます。
<b>⑤介護保険事業者連絡会の活動支援【再掲】</b>	豊中市介護保険事業者連絡会への活動支援を通じて、事業者間の連携を図るとともに、質の向上などにつながる研修などに取り組めます。
<b>⑥介護サービス相談員派遣事業の実施【再掲】</b>	介護サービス相談員が派遣の申し出があった介護保険サービス事業所を訪問し、サービス利用者の様々な要望や思いを聞き、相談にのります。そして、その内容を事業者に伝え、利用者と事業者との間に行政から独立した第三者の視点で、改善の途を探ります。そのことにより事業所のサービスの質の向上につなげます。 加えて、介護サービス相談員は、地域に密着した形で介護保険に関する普及啓発を図る役割も担います。

〈活動指標〉

指標の内容		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
「やさしい介護と予防」発行部数(部)		20,000	20,000	20,000
介護サービス相談員 派遣事業	相談員数(人)	40	45	50
	受入れ事業所数(件)	130	130	130
健康福祉サービス苦情調整委員会への 相談件数(件)		40	40	40

【介護保険事業における相談・苦情解決のための体制】



#### (4) 介護サービスの整備

高齢者や介護者の状況に応じて介護サービスを提供できるよう、地域の特性に応じて介護サービスの提供基盤の整備に取り組みます。

##### 〈主な内容〉

<b>①地域密着型サービスの 充実</b>	高齢者や地域の状況を踏まえ、地域密着型サービスの整備と普及を図ります。 また、地域密着型サービス運営検討部会において、サービス事業者の指定及び指定基準の設定、サービスの質の確保、運営評価に関する協議を行い、公正・中立で適正な運営を図ります。
<b>②高齢者向け住宅等の設置 状況を踏まえた 介護サービス基盤の整備</b>	特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者住宅の設置状況等を把握し、今後必要になる介護サービス基盤の整備量等の見込みなどに取り組みます。

## 2) 分野横断的なマネジメント体制の構築・強化

市を中心に地域包括支援センターや地域の関係機関をはじめ多様な主体が連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた分野横断的なマネジメント体制の構築・強化に取り組みます。

### 〈主な内容〉

①庁内連携の推進	分野横断的な課題等に対して、庁内での連携を図り、必要な仕組みや取り組みを検討します。
②エビデンスに基づく施策・事業の推進	行政のオープンデータや、高齢者アンケート結果など、様々なデータの活用・分析を積極的に進め、エビデンスに基づくPDCAサイクルの確立と推進をめざします。
③多様な主体との連携による施策推進	市民、公益活動団体、民間事業者、大学、他自治体など、多様な主体による連携・協働・ネットワークの強化や、それぞれの強みやアイデアを活かした取り組みを推進し、地域包括ケアシステム・豊中モデルの実現に向けた課題の解決を図ります。
④複合的な課題に対応するための包括的な支援体制の強化【再掲】	課題が複雑化・複合化しているケースの対応では、多機関連携会議を活用し、課題解決に向け迅速に支援方針を決定します。また、支援の方向性や進捗を管理するコーディネーター役を配置し、適切に支援を進めます。

### 〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
庁内連携にかかる会議開催数(回)	1	1	2

## 第6章 地域包括ケアシステムの深化・推進のためのロードマップ

令和22年（2040年）を見据えて、地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、基本目標ごとに設定した「あるべき姿（達成したい姿）」を示すとともに、計画期間ごとの「各期の達成指標」をロードマップ（工程表）としてまとめます。

### 基本目標1 一人ひとりの状況・状態に対応した支援の実現

#### <あるべき姿>

- 1-1：健康づくり・介護予防に取り組む高齢者が増加し、高齢者の活動的な生活習慣が実現するとともに、心身機能の維持・向上が図られている。
- 1-2：認知症が多くの人にとって身近なものとなり、認知症により生活上の困難が生じた場合でも、重度化を予防しつつ、周囲や地域の理解・協力のもと、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる。
- 1-3：自立支援や介護予防・重度化防止、在宅生活の継続に向けて、介護や医療、福祉、保健など様々な関係機関・専門職が個々の支援スキルを向上させるとともに、多職種連携により高齢者一人ひとりの状態にあった支援が可能になっている。
- 1-4：一人ひとりの状態を正確にアセスメントして、自立支援・重度化防止に有効な支援やサービスなどを組み立てていく質の高いケアマネジメントができている。
- 1-5：高齢者やその家族などが抱える多様な課題・不安に対応できる相談及び支援基盤が整備されており、高齢者等に認知・活用されている。

#### <ロードマップ>

あるべき姿	施策	取組み	各期の達成指標		
			第8期（現状値） 【2021～2023】	第9期 【2024～2026】	第10期 【2027～2029】
1-1	1) 健康づくり・介護予防の展開	(1)健康づくりの推進 (2)介護予防の推進	フレイル高齢者割合（健康とくらしの調査）		
			16.9%	前期値から低下	前期値から低下
			健康寿命		
			男 80.4 歳 女 84.3 歳	前期値から延伸	前期値から延伸
			口腔機能低下者割合（健康とくらしの調査）		
			20.2%	前期値以下	前期値以下 （自治体平均以下）
			調整済認定率（見える化システム）		
22.9% （大阪府平均 23.1%）	前期値以下 （大阪府平均以下）	前期値以下 （大阪府平均以下）			

<ロードマップ>

あるべき姿	施策	取組み	各期の達成指標		
			第8期（現状値） 【2021～2023】	第9期 【2024～2026】	第10期 【2027～2029】
1-2	2) 認知症施策の充実	(1) 認知症の予防・早期発見とスムーズに支援につなげる体制の充実 (2) 認知症の人・介護者への支援の充実 (3) 認知症の理解促進と地域で見守り支える環境づくり	認知症の人への理解がある人の割合（健康とくらしの調査）		
			52.2%	前期値以上 （自治体平均以上）	前期値以上 （自治体平均以上）
			認知症への対応に不安を感じる家族介護者の割合（在宅認定者調査）		
			29.8%	前期値以下	前期値以下
			認知症高齢者への支援体制が充実していると思うケアマネジャーの割合（ケアマネジャーアンケート調査）		
			31.1%		
			認知症医療体制の構築・運営		
			自分が認知症になったら、周りの人に助けてもらいながら自宅での生活を続けたいと思う人の割合（健康とくらしの調査）		
			58.6%	前期値以上	前期値以上
			認知症の人でも地域活動に役割をもって参加した方が良いと思う人の割合（健康とくらしの調査）		
			49.2%	前期値以上	前期値以上
家族が認知症になったら、協力を得るために近所の人や知人などにも知っておいてほしいと思う人の割合（健康とくらしの調査）					
67.9%	前期値以上	前期値以上			
1-3	3) 関係機関・専門職の支援スキルの向上と多職種連携の強化	(1) 在宅医療と介護の連携強化	各場面で医療との連携が取れている感じるケアマネの割合（ケアマネジャーアンケート調査）		
			日常療養:61.8% 入退院時:64.3% 急変時:56.4% 看取り:68.1%	前期値以上	前期値以上
			ケアマネジャーと連携が取れていると感じる医療職の割合（医療関係機関アンケート調査）		
			在宅診療所:66.7% 在宅歯科診療所:57.1% 薬局:73.4%	前期値以上	前期値以上
			在宅医療体制の構築・運用		
			多職種による退院調整の実施率		
				前期値以上	前期値以上
			入退院時情報連携加算取得数		
			集計中	前期値以上	前期値以上
1-4	(2) ケアマネジメントの質の向上	特定事業所加算を取得する居宅介護支援事業所数			
		45件	前期値以上	前期値以上	
		自立支援に向けたケアプランが作成できていると思うケアマネジャーの割合（ケアマネジャーアンケート調査）			
		9.5%	15.0%	20.0%	

あるべき姿	施策	取組み	各期の達成指標		
			第8期（現状値） 【2021～2023】	第9期 【2024～2026】	第10期 【2027～2029】
1-5	4) 相談及び支援基盤の構築・強化	(1) 地域における総合相談機能の強化 (2) 多様な相談機能の強化 (3) 権利擁護・虐待防止の推進	地域包括支援センターの認知度(在宅認定者調査)		
			65.7%	68.5%	70.0%
			多機関協働推進事業を通じた新たな相談体制の構築・運用		
			権利擁護支援体制の構築		
			-	権利擁護支援体制の構築	権利擁護支援体制の推進

## 基本目標 2 人生 100 年時代における社会参加と健やかで安全・安心な暮らしの実現

### <あるべき姿>

- 2-1 : 高齢者が生涯を通じて、一人ひとりの強みや興味・関心等に応じて、地域社会とつながり、活躍でき、心身機能の維持・向上が図られている。
- 2-2 : 地域において多様な主体による多様な生活支援サービスが提供されている。
- 2-3 : 高齢者が安全・安心・快適に生活できる住まい・住まい方が確保されている。また、地域の実情に応じて、高齢者が移動・生活しやすい環境づくりが進んでいる。

### <ロードマップ>

あるべき姿	施策	取組み	各期の達成指標		
			第 8 期 (現状値) 【2021~2023】	第 9 期 【2024~2026】	第 10 期 【2027~2029】
2-1	1) 社会参加の促進	(1) 地域活動等への参加促進 (2) 身近な地域での健康づくり・介護予防の展開	スポーツの会に参加している高齢者(月1回以上)の割合 (健康とくらしの調査)		
			25.9% (自治体平均 24.1%)	前期値以上 (自治体平均以上)	前期値以上 (自治体平均以上)
			学習・教養サークルに参加している高齢者(月1回以上)の割合 (健康とくらしの調査)		
			8.1% (自治体平均 6.7%)	前期値以上 (自治体平均以上)	前期値以上 (自治体平均以上)
			通いの場へ参加している人(月1回以上)の割合 (健康とくらしの調査)		
			8.2% (自治体平均 9.8%)	前期値以上 (自治体平均以上)	前期値以上 (自治体平均以上)
			ボランティアに参加している高齢者(月1回以上)の割合 (健康とくらしの調査)		
			10.8% (自治体平均 11.4%)	前期値以上 (自治体平均以上)	前期値以上 (自治体平均以上)
			就労している高齢者(月1回以上)の割合(健康とくらしの調査)		
			31.4% (自治体平均 35.0%)	前期値以上 (自治体平均以上)	前期値以上 (自治体平均以上)
調整済認定率(見える化システム)【再掲】					
22.9% (大阪府平均 23.1%)	22.5% (大阪府平均 23.1%)	22.5% (大阪府平均 23.1%)			
2-2	2) 生活支援体制の充実	(1) 地域での支え合い・助け合い機能の強化 (2) 生活支援に関するサービス・制度の充実	ボランティアに参加している高齢者(月1回以上)の割合 (健康とくらしの調査)【再掲】		
			10.8% (自治体平均 11.4%)	10.8% (自治体平均 11.4%)	10.8% (自治体平均 11.4%)
			何らかのボランティアによるサービスを利用している在宅認定者の割合 (在宅認定者調査)		
			10.9%	前期値以上	前期値以上
			介護保険外サービス(地域での支え合い、ボランティア、民間事業者による生活支援)をケアプランに盛り込んでいるケアマネジャーの割合 (ケアマネジャーアンケート調査)		
65.2%	前期値以上	前期値以上			



あるべき姿	施策	取組み	各期の達成指標		
			第8期（現状値） 【2021～2023】	第9期 【2024～2026】	第10期 【2027～2029】
2-2	2) 生活支援体制の充実	(3) 介護家族への支援の充実 (4) 災害時や感染症発生時に備えた支援体制の充実	今後も働きながら介護がつづけられると回答した主な介護者の割合 (問題なく、続けていけるの割合) (在宅認定者調査)		
			14.2%	前期値以上	前期値以上
			防災・福祉ささえあい体制の推進		
				個別計画作成	個別計画作成
2-3	3) 住生活環境の充実	(1) 自立生活が継続できる住まいの支援 (2) 生活環境の充実	住環境で特に困っていることはないかと答えた人の割合 (在宅認定者調査)		
			31.7%	33.0%	35.0%
			高齢者の生活環境分析		
			-		

## 基本目標 3 介護保険制度の持続可能性の確保と基盤づくり

### <あるべき姿>

- 3-1 : 多様な介護人材の確保とともに、介護分野において、必要なサービスがより効率的に提供されるように業務改善が進んでいる。
- 3-2 : 介護給付の適正化が図られるとともに、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備が進んでいる。
- 3-3 : 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、多職種・多機関が連携して取り組んでいる。
- 3-4 : 庁内外の関係部局・機関で、地域共生社会の実現に向けて、めざす姿や課題を具体的に共有して事業等を推進している。

### <ロードマップ>

あるべき姿	施策	取組み	各期の達成指標		
			第8期（現状値） 【2021～2023】	第9期 【2024～2026】	第10期 【2027～2029】
3-1	1) 介護保険制度の効果的・効率的な運営	(1) 介護人材の育成・確保と介護現場の生産性の向上	生活支援サービス従事者研修修了者数		
			224人	対前期比120人増	対前期比120人増
			公民連携による介護人材確保対策		
			業務全般に関して負担感があるケアマネジャーのうち、原因としてケアマネジャー業務以外の相談や頼まれごとを挙げるケアマネジャーの割合(ケアマネジャーアンケート調査)		
			65.6%	前期値以下	前期値以下
			3-2	2) 分野横断的なマネジメント体制の構築・強化	(2) 介護サービスの質の向上と介護保険制度の適正な運営
73.8%	78.0%	80.0%			
(3) 利用者支援の充実	担当しているケアマネジャーの対応に満足している人の割合(在宅認定者調査)				
	70.2%	75.0%			80.0%
各期の介護保険事業計画の整備計画					
整備計画の達成	整備計画の達成	整備計画の達成			
3-3	2) 分野横断的なマネジメント体制の構築・強化	多機関協働推進事業を通じた新たな相談体制の構築・運用【再掲】			
3-4					

## 第9期計画期間の保険料算定について

### 1. 介護保険財政の仕組み

■財政の構成（第9期（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）））

#### 【居宅給付費】

← 保険給付に要する費用 →				
← 保険料 50% →		← 公費 50% →		
第2号保険料	第1号保険料	国	都道府県	市町村
27%	23%	20%	12.5%	12.5%
※調整交付金 5%				

#### 【施設給付費】

← 保険給付に要する費用 →				
← 保険料 50% →		← 公費 50% →		
第2号保険料	第1号保険料	国	都道府県	市町村
27%	23%	15%	17.5%	12.5%
※調整交付金 5%				

#### 【介護予防・日常生活支援総合事業費】

← 保険給付に要する費用 →				
← 保険料 50% →		← 公費 50% →		
第2号保険料	第1号保険料	国	都道府県	市町村
27%	23%	20%	12.5%	12.5%
※調整交付金 5%				

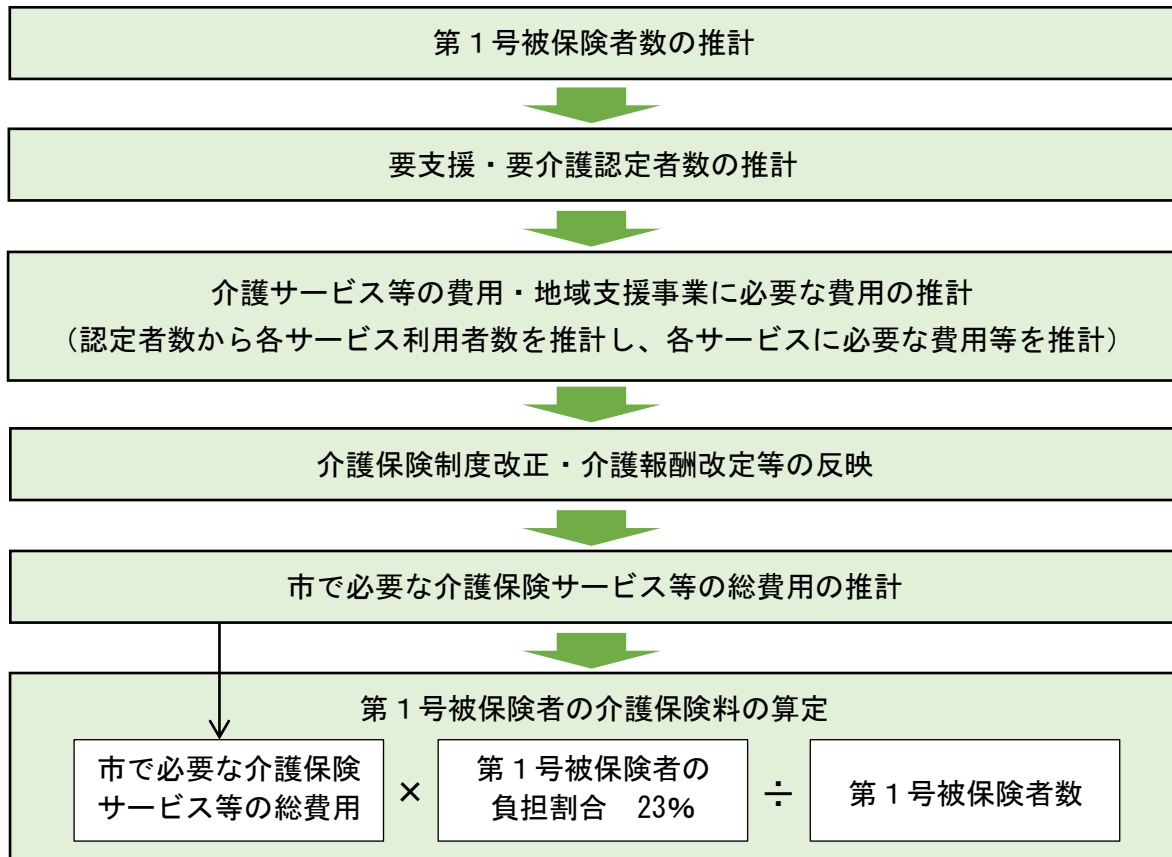
#### 【包括的支援事業費・任意事業費】

← 保険給付に要する費用 →			
← 保険料 23% →	← 公費 77% →		
第1号保険料	国	都道府県	市町村
23%	38.5%	19.25%	19.25%

#### ※調整交付金

5%を基準とする国からの交付金で、各市町村格差を是正するため、各市町村の所得水準と後期高齢化率等によって増減します。なお、5%との差は第1号保険料の負担が増減します。

## 2. 保険料算定の流れ



国が示した推計手順の考え方を踏まえ、国から提供された「地域包括見える化システム」の将来推計機能を活用して推計を実施します。

## 3. 保険料の増減要因（第8期→第9期）

増額 要因	1. 高齢者人口、認定者数の伸びに伴う介護サービス利用者数等の増加 2. 施設、居住系サービスの利用者増 3. 保険料段階の設定 4. 保険料段階別の人数変化 5. 介護報酬の改定（2024年1月・報酬が増額改定された場合） 6. 調整交付金の交付割合の変更（2023年11月ごろ算定・交付割合が減少した場合）など
減額 要因	1. 準備基金の取り崩し 2. 保険料段階の設定 3. 保険料段階別の人数変化 4. 介護報酬の改定（2024年1月・報酬が減額改定された場合） 5. 調整交付金の交付割合の変更（2023年11月ごろ算定・交付割合が増加した場合）など

※上記以外にも、新型コロナウイルス感染症による影響が発生することも想定されます。

○新型コロナウイルス感染症拡大のため介護予防やリハビリ等の取り組み、社会参加などができなかったことによる認定率の上昇や要介護度の重度化 など

#### 4. 高齢者人口（第1号被保険者）の推計結果

単位：人

	第8期			第9期		
	実績			推計		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
第1号被保険者数	105,304	104,977	104,992	105,016	105,037	105,060
総人口	408,964	407,692	407,081	406,379	409,891	410,351
高齢化率	25.7%	25.7%	25.8%	25.8%	25.9%	26.0%

※推計値は令和元年（2019年）から令和5年（2023年）までの住民基本台帳（外国人登録含む）データ（男女別1歳刻み）に基づき、人口推計を行った結果。各年度10月1日データを活用。

#### 5. 要支援・要介護認定者（第1号被保険者）の推計結果

単位：人

	第8期(実績)			第9期(推計)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
要支援1	4,421	4,454	4,488	4,515	4,530	4,518
要支援2	3,560	3,526	3,506	3,466	3,487	3,541
要介護1	4,822	4,809	4,879	4,885	4,960	5,083
要介護2	4,115	4,126	4,125	4,123	4,131	4,213
要介護3	3,002	3,004	3,179	3,193	3,253	3,315
要介護4	2,541	2,611	2,651	2,704	2,748	2,818
要介護5	1,926	2,026	2,043	2,139	2,217	2,277
合計値	24,387	24,556	24,871	25,025	25,326	25,765

※実績は9月30日データを活用。推計は「地域包括見える化システム」による推計結果。

参考：第8期計画（令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度））の介護保険料

保険料段階		料率	年間保険料	月額保険料
第1段階	・生活保護受給者又は市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下	0.5 (0.3)	38,202円 (22,921円)	3,184円 (1,910円)
第2段階	市民税非課税世帯で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下	0.725 (0.475)	54,009円 (36,291円)	4,616円 (3,026円)
第3段階	市民税非課税世帯で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円を超える	0.75 (0.7)	55,872円 (53,482円)	4,775円 (4,457円)
第4段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税かつ本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下	0.875	66,853円	5,571円
第5段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税かつ本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超える	1	76,404円	6,367円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.13	86,336円	7,195円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上125万円未満	1.135	86,718円	7,227円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.265	96,651円	8,054円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上210万円未満	1.275	97,415円	8,118円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上290万円未満	1.515	115,752円	9,646円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が290万円以上320万円未満	1.525	116,516円	9,710円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.775	135,617円	11,301円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.9	145,167円	12,097円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満	2.0	152,808円	12,734円
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.2	168,088円	14,007円
第16段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	2.5	178,790円	14,899円
第17段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満	2.8	213,931円	17,828円
第18段階	本人が市民税課税で合計所得金額が2,500万円以上	3.1	236,852円	19,738円

※月額保険料は、年間保険料を12で割り、一元未満の端数を四捨五入した金額

※合計所得金額については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとします。なお、「合計所得金額」や「その他の合計所得金額」は政令等により、一定要件を満たす場合にその金額が調整されます。

※第1段階～第3段階の（ ）内の数値は公費投入軽減後の数値です。

【特別養護老人ホーム入所申込の状況】（令和5年4月1日現在）

令和5年度 第2回介護保険事業運営委員会 資料4

(1) 施設への申込者数

区分	R4.4.1	R5.4.1	前年比較
名簿登録者	1,326人	988人	-338人
実申込者数	488人	410人	-78人

(2) 介護度別の実申込者数

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
人数	3人	16人	137人	155人	99人	410人

(3) 現在の居所

区分	他の特養	老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	在宅	一般病院	グループホーム	有料老人ホーム(特定含む)	サ高住(特定含む)	その他	計
人数	9人	79人	0人	0人	216人	61人	6人	9人	24人	6人	410人

現在の居所が介護保険施設以外の者322人

(4) 現在の居所が介護保険施設以外の者の入所希望時期

区分	1年以内	1年以上	合計
人数	256人	66人	322人

(5) 現在の居所が介護保険施設以外の者のうち1年以内に入所を希望している者の要介護度別人数

入所希望時期	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
3ヶ月以内	0人	8人	63人	75人	46人	192人
3ヶ月～1年以内	0人	2人	23人	21人	18人	64人
計(1年以内)	0人	10人	86人	96人	64人	256人
1年以上	0人	4人	27人	19人	16人	66人
合計	0人	14人	113人	115人	80人	322人

	前年度	今年度	前年比較
※入所希望者のうち入所の必要性和高いと考えられる者 上記太枠部分	262人	223人	-39人
1年以内での入所希望者のうち要介護4及び5の者	183人	160人	-23人
3ヶ月以内での入所希望者のうち要介護3の者	79人	63人	-16人

※「入所の必要性和高いと考えられる者」とは要介護4及び5の人のうち入所希望時期を1年以内と回答した人と、要介護3の人のうち入所希望時期が3か月以内と回答した人の合計(大阪府特別養護老人ホーム入所申込者の状況調査より)

# 保険者機能強化推進交付金等の達成状況

## 主旨

- 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組みや都道府県による保険者支援の取組みが全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組みが制度化された。
- この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組みの達成状況を評価できるような客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組みを推進するための保険者機能強化推進交付金が創設された。
- 令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組みを重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化しています。  
ここに、下記のとおり昨年度・今年度の達成状況を報告する。

## < 目次 >

1. 令和4年度達成状況	・・・・・・・・・・	2頁
2. 令和5年度達成状況	・・・・・・・・・・	3頁



## 令和4年度(中核市平均との比較)

	獲得点数			得点率		
	推進	支援	推進＋支援	推進	支援	推進＋支援
豊中市	794/1375	360/730	1154/2105	57.7%	49.3%	54.8%
中核市平均	836/1375	379/730	1216/2105	60.8%	51.9%	57.7%
全国平均	724/1375	336/730	1059/2105	52.6%	46.0%	50.3%

	I PDC Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築		II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進													III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進			合計		
	推進	支援	(1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等		(2) 地域包括支援センター・地域ケア会議		(3) 在宅医療・介護連携		(4) 認知症総合支援		(5) 介護予防／日常生活支援		(6) 生活支援体制の整備		(7) 要介護状態の維持・改善の状況等	(1) 介護給付の適正化等		(2) 介護人材の確保			
推進・支援	推進	支援	推進	推進	支援	推進	支援	推進	支援	推進	支援	推進	支援	推進・支援	推進	推進	支援	推進	支援	合計	
指標の配点	115	35	100	105	60	100	20	100	40	240	320	75	15	360	260	100	60	1,375	730	2,105	
豊中市	75	35	65	65	20	90	20	75	35	140	165	45	10	60	130	79	45	794	360	1,154	
中核市平均	77	23	70	63	26	86	19	79	35	134	169	47	11	124	156	63	36	836	379	1,216	

# 令和5年度(中核市平均との比較)

	獲得点数			得点率		
	推進	支援	推進＋支援	推進	支援	推進＋支援
豊中市	908/1355	485/830	1393/2185	67.0%	58.4%	63.7%
中核市平均	886/1355	483/830	1369/2185	65.3%	58.1%	62.6%
全国平均	743/1355	413/830	1156/2185	54.8%	49.7%	52.9%

I PDC Aサイクル の活用 による保 険者機能 の強化に 向けた体 制等の構 築	II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進														III 介護保険運 営の安定化に資 する施策の推進				合計		
	(1) 介護 支援専 門員・介 護サー ビス事 業所等	(2) 地域包 括支援セ ンター・地 域ケア会 議	(3) 在宅医 療・介護連 携	(4) 認知 症総合支 援	(5) 介護 予防／日 常生活支 援	(6) 生活 支援体制 の整備	(7) 要 介護 状態 の維 持・改 善の 状況 等	(1) 介 護給付 の適正 化等	(2) 介護 人材の確 保	推進	支援	推進	支援	推進	支援	推進	支援	合計			
推進・支援	推進	支援	推進	推進	支援	推進	支援	推進	支援	推進	支援	推進	支援	推進・ 支援	推進	推進	支援	推進	支援	合計	
指標の配点	135	35	100	105	60	100	20	100	40	240	320	75	15	600	120	80	40	1,355	830	2,185	
豊中市	110	35	85	65	20	90	20	80	35	145	170	50	10	330	60	58	30	908	485	1,393	
中核市平均	98	24	75	68	29	91	20	84	37	153	194	54	11	278	71	54	29	886	483	1,369	

## 豊中市生活支援サービス部会について（概要）

令和5年9月19日（火）に令和5年度第1回豊中市生活支援サービス部会が開催されました。概要は以下のとおりです。

### （1）第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の生活支援コーディネーターの活動結果について

○第一層（豊中全市域）での主な取組み

・豊中めぐりプロジェクトの運営

（活動拠点：8所、登録者：150名（令和4年度）、地域ささえあいポイント事業登録者1,128名（令和4年度））

○第二層（豊中全市域）での主な取組み

・安心サポーターによる活動（安心サポーター数：787名（令和4年度））

○第三層（小学校区）の主な取組み

・住民主体ささえあい活動（通所型）：ぐんぐん元気塾

令和3年度 33校区 延べ1,152回開催 19,518名参加 登録者数1,820名

令和4年度 36校区 延べ1,655回開催 39,364名参加 登録者数2,034名

### （2）令和5年度生活支援コーディネーター活動報告について

生活支援コーディネーターの今年度の活動報告を行った。

- ・マンションサミットとして大規模改修をテーマとした講演と交流会を実施し、54名が参加。
- ・前年度に引き続き、豊中めぐりパークでは世代間交流としてれんげまつりやひまわりまつりを実施。こども宅食利用者や児童養護施設などのこどもたちが参加し、多世代交流を推進。また移動販売車を活用し、校区福祉委員会主催事業の活動場所で野菜の移動販売を実施。（延べ4日・延べ4か所・延べ協力人数16名）
- ・スーパーマーケットがなくなった地域に社会福祉法人から無償提供いただいた空き店舗をもとに、小売商業団体連合会と協働でマルシェを開設し、引きこもり等の若者の就労支援の場として運営。
- ・R5.9 豊中市社協みんなの福祉を発行し、敬老お祝い号に高齢者が参加できる活動を紹介。
- ・地域福祉活動支援センターで行っている地域福祉活動の担い手の養成を進める安心サポーター養成研修を月1回実施。（26名登録）お針箱サポーターが各地域福祉活動支援センターに集まって月1、2回活動を実施。（延べ36名参加）
- ・地域包括支援センターの認知症支援推進員と協働で各圏域ごとに認知症当事者の居場所づくりとしておれんじカフェを実施。民家、保育園、サービス付き高齢者住宅など多様な場所で開催。

### 現状と課題

事業の取組みを周知することに努めているが、まだまだ周知不足の面もあり、さまざまな広報媒体を活用していくこと、特にケアマネジャーなど福祉専門職に活動を知ってもらうことが必要。また、内職広場については、コロナの影響を受け仕事の受注がない状況にあること、道端の駅では活動が広がるほど、販

路の開拓が必要になることが課題となっており、今後検討が必要。

地域課題の解決策として移動販売や社会福祉施設による移送サービスの実施も始めたが、なかなか実利用者の増加につながらない面もあり、継続して啓発を進めていくとともに、活動の実施方法の再検討も視野に入れる。

### （３）生活支援体制整備事業実施計画（案）について 別紙

第9期（令和6年度～令和9年度）の生活支援体制整備事業実施計画（案）を提案し、方向性について委員の了承をいただいた。

**参考資料** 「生活支援体制整備事業実施計画（R6年度～R8年度）取組みの方向性と展開」を参照

#### 【参照】

#### 〈活動指標〉（豊中市生活支援体制整備事業実施計画の活動指標）

指標の内容		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
住民主体ささえあい活動 福祉便利屋事業(訪問型)	校区数(校区)	20	27	34
	コーディネーターの配置 (校区)	18	24	30
	対応件数(件)	250	300	350
	担い手の登録者(人)	800	850	900
住民主体ささえあい活動 ぐんぐん元気塾(通所型)	校区数(校区)	39	39	39
	延べ参加者数(人)	40,000	43,000	45,000
新しく開発した地域資源	種類(種類)	1	1	1
	年間延べ活動回数(回)	36	36	36

## 生活支援体制整備事業実施計画（R6年度～R8年度）

「生活支援体制整備事業実施計画」は、豊中市の高齢分野における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、生活支援コーディネーターによる「地域における支え合いの体制づくり」を推進するための取組みの方向性を整理し、地域住民、市及び関係団体間で共有するために策定するものである。なお、「生活支援体制整備事業実施計画」については、「豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の計画期間にあわせて3年間で基本目標（めざすべき姿）を以下のように設定する。

	平成 30 年度～平成 32 年度 (2018 年度)～(2020 年度)	令和 3 年度～令和 5 年度 (2021 年度)～(2023 年度)	令和 6 年度～令和 8 年度 (2024 年度)～(2026 年度)
豊中市地域包括 ケアシステム 推進基本方針	平成 29 年度(2017 年度)～		
	「地域包括ケアシステム・豊中モデル」の実現 ⇒		地域共生社会
介護保険事業計画	第 7 期計画	第 8 期計画	第 9 期計画
	豊中市の高齢者分野における地域包括ケアシステムの深化・推進		
生活支援体制整備事 業実施計画 (第 8 期計画に記載)	地域における支え合いの体制づくりの推進		
	基本目標(めざすべき姿)	<b>「住民意識の醸成」</b> 地域共生社会の一員である という意識を育む	<b>「多様な住民主体による 活動の創出」</b> 地域共生社会の一員として 支え合い活動に参加及び 自ら創出する

令和 6 年度(2024 年度)から令和 8 年度(2026 年度)の3年間では、「住民主体の展開」を基本目標に設定し、「地域人材の育成・組織化」「地域の課題解決力の強化」の2つを取組みの柱として、「地域における支

え合いの体制づくり」に関連する取組みを推進する。特にコロナ禍で住民活動が抑えられたため、第 8 期の基本目標「多様な住民主体による活動の創出」については、第 9 期も合わせて推進し、住民主体活動や多様な社会参加の場の拡充の方策について引き続き検討、実践していく。

なお、「地域における支え合いの体制づくり」に関連する取組みについては、これまで同様、以下に示す「第1層(市全体)」「第2層(生活圏域)」「第3層(小学校区)」の3階層で、それぞれの特性に応じた取組みを展開していく。

階層	相談窓口	ニーズ把握	担い手づくり・支援活動
第1層 (市全域)	地域共生センター(市) 社協 ※全市的な相談窓口	匿名性が高いニーズ 専門性が高いニーズ	全市的な活動 ※広域全市統一の活動
第2層 (生活圏域)	地域福祉活動支援 センター ※身近な相談窓口	地域とのつながりの薄い 人・匿名性のあるニーズ	生活圏域での活動 ※安心サポーター等校区 に関わりの少ない人等
第3層 (小学校区)	校区福祉委員会 なんでも相談窓口	ローラー作戦や小地域ネット ワークによる潜在的なニ	小地域ネットワーク ※地域密着型の活動

	※地域密着の窓口	ーズの把握	
--	----------	-------	--

### ●地域人材の育成・組織化

これまで実施してきた取組みを踏襲しながら、「離れていてもつながろう」をコンセプトに集まることなくつながりをつづけることができるように様々な媒体を活用して取組みを展開していく。

また第8期に引き続き、「支えられていた人が支え手に」という視点に立ち、多様な人材育成のメニュー・プログラム、社会参加の場・機会づくりを実施する。

#### 【主な取組み】

- とよなか地域ささえ愛ポイントの普及啓発、介護予防お助けバンクの運営、安心サポーター・お針箱サポーターの養成、マンションサミットでのコミュニティづくり等により人材育成及び地域における組織化を図ります。
- 集まって実施するだけでなく、オンライン等集まらずに実施できるプログラムを提供します。
- 多様な社会参加の場の創出に向けた取組み(教養講座・おれんじカフェ等)をすすめます。高齢者だけでなく地域共生社会の視点からこども・障害者等との取組みをすすめます。
- 生活支援コーディネーターニュースの発行やフェイスブック等の SNS での情報発信の充実を図ります。

### ●地域課題解決力の強化

「第1層(市全体)」「第2層(生活圏域)」「第3層(小学校区)」の各階層での課題解決に向けた具体的な取組みを展開するとともに、地域の多様な主体による課題の把握・共有や解決策の検討の場である協議体を運営する。

#### 【主な取組み】

- ライフセーフティネットの構築、介護者の組織化、移送サービスの実施など課題ごとのプロジェクトの実施により、地域課題の解決に取り組みます。
- 住民主体ささえあい活動のぐんぐん元気塾については、校区福祉委員会で全校区の実施と参加者増を図ります。
- 福祉便利屋事業については、人材育成も含めたニーズ・シーズ調査を実施するほか、依頼内容に応じて訪問せずにニーズに対応する取組み(福祉お針箱等)を展開します。
- 事業者との情報共有・情報交換やその他の支援団体、NPO、民間事業所等との連携を図ります。

以下の項目を豊中市生活支援体制整備事業実施計画(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))の活動指標に設定します。

- ① 福祉便利屋事業(訪問型)の設置校区数・コーディネーターの配置校区数と対応件数と担い手の登録者数
- ②ぐんぐん元気塾(通所型)の設置校区数と延べ参加者数
- ③新しく開発した地域資源の種類と年間延べ活動回数

なお、詳細については、第9期豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本目標3-1)-(1)地域での支え合い・助け合い機能の強化 の活動指標を参照ください。